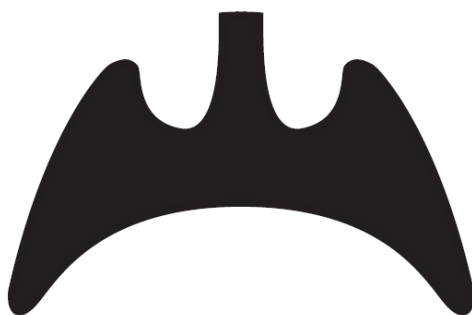


2021年度  
(令和3年度)

個人情報保護制度・情報公開制度  
運営状況報告書



福 山 市



# 目 次

## I 個人情報保護制度の運営状況

<b>1 請求等の状況</b>	
(1) 個人情報取扱業務の状況 .....	1
(2) 開示, 訂正, 削除及び中止の請求の状況 .....	2
(3) 決定等した実施機関別の状況 .....	2
(4) 開示請求の内容及び決定等の状況 .....	3
<b>2 福山市個人情報保護審査会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審査会 .....	1 7
(2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況 .....	1 7
(3) 審査請求等の状況 .....	1 7
(4) 福山市個人情報保護審査会委員 .....	1 8
<b>3 福山市個人情報保護審議会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審議会 .....	1 9
(2) 苦情の申出の状況 .....	1 9
(3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況 .....	2 0
(4) 福山市個人情報保護審議会委員 .....	2 1
<b>4 啓発活動の状況</b>	
(1) 研修会の実施 .....	2 2
(2) 制度の啓発 .....	2 2
(3) 個人情報保護の要請 .....	2 2
(4) インシデント報告 .....	2 3
<b>5 その他</b>	
(1) 個人情報保護条例の改正経過 .....	2 3

## II 情報公開制度の運営状況

1 公文書の開示請求・申出の処理状況	
(1) 請求・申出の状況	2 4
(2) 部分開示・不開示の理由別内訳	2 4
(3) 決定等した実施機関別の状況	2 5
(4) 請求等の内容及び決定等の状況	2 6
2 福山市情報公開審査会の運営状況	
(1) 福山市情報公開審査会	5 7
(2) 福山市情報公開審査会の開催状況	5 7
(3) 審査請求等の状況	5 8
(4) 福山市情報公開審査会委員	6 6
(5) 福山市情報公開審査会答申	6 7
3 福山市情報公開運営審議会の運営状況	
(1) 福山市情報公開運営審議会	1 0 5
(2) 福山市情報公開運営審議会の開催状況	1 0 5
(3) 福山市情報公開運営審議会委員	1 0 5
4 情報提供の状況	
(1) 市政情報室の利用	1 0 6
(2) 市政情報室の資料	1 0 6
(3) 附属機関等の会議の公開	1 0 6
5 啓発活動の状況	
(1) 制度の啓発	1 0 7
6 その他	
(1) 情報公開条例の改正経過	1 0 7

## III 資料

1 条例	
(1) 福山市個人情報保護条例	1 0 8
(2) 福山市情報公開条例	1 2 7

# I 個人情報保護制度の運営状況

# 1 請求等の状況

## (1) 個人情報取扱業務の状況

市では、各実施機関等がどのような個人情報を保有し、利用しているかを明らかにするため、業務の目的ごとに個人情報取扱業務として整理し、公表する制度を設けています。

届出の状況は次のとおりです。

実施機関	部	局	件数	実施機関等	部	局	件数
市長	市長公室		17	上下水道 事業者管理者	経営管理部		38
	企画政策部		6		工務部		47
	財政部		11		施設部		16
	税務部		36		小計		101
	総務部		88	病院事業管理者			67
	経済部		55	議			6
	文化観光振興部		33	教育委員会	管理部		54
	環境部		58		学校教育部		73
	福祉部		70		小学校		2,702
	長寿社会応援部		45		中学校		1,246
	保健部		98		中・高等学校		27
	ネウボラ推進部		726		幼稚園		296
	まちづくり推進部		86		小計		4,398
	世界バラ会議推進室		1	選挙管理委員会			15
	市民部		213				
	松永支所		147	公平委員会			5
	北部支所		297				
	東部支所		93	監査委員			9
	神辺支所		140				
	建設管理部		13	農業委員会			23
	土木部		71				
	都市部		74	固定資産評価審査委員会			1
	福山駅前再生推進部		6				
	建築部		29	地方独立行政法人			16
	会計管理者		5				
	小計		2,418	指定管理者			91
				合計			7,150

## (2) 開示、訂正、削除及び中止の請求の状況

市に個人情報保有されている人は、自己の個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求をすることができます。

開示請求の状況は次のとおりです。

なお、訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

### 開示請求の状況

年度	請求 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2021 年度	311	338	203	81	3	49	0	2	0
2020 年度	282	289	182	71	0	31	0	4	1

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

## (3) 決定等した実施機関（事務担当課）別の状況

実 施 機 関	2021年度	2020年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	133	142
教 育 委 員 会	3	1
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	11	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	11	0
病 院 事 業 管 理 者	180	146
議 会	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0
合 計	338	289

※1件の請求に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

#### (4) 開示請求の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
1	1	2021年 4月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
2	2	2021年 4月5日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
3	3	2021年 4月6日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
4	4	2021年 4月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
5	5	2021年 4月9日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
6	6	2021年 4月9日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
7	7	2021年 4月9日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
8	8	2021年 4月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
9	9	2021年 4月13日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
10	10	2021年 4月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
11	11	2021年 4月14日	証明書発行の根拠となる公文書ほか	開示	市長 生活福祉課
12	12	2021年 4月14日	福山市から銀行振込された振込金の根拠	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
13	13	2021年 4月14日	住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
14	14	2021年 4月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
15	15	2021年 4月19日	2021年度保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
16	16	2021年 4月19日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
17	17	2021年 4月19日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
18	18	2021年 4月19日	水道メーターを取付し開栓した根拠となる文書ほか	部分開示 (4号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	不存在			上下水道事業管理者 上下水道総務課	
19	20	2021年 4月20日	住民票の写し等請求書	不存在	市長 市民課
20	21	2021年 4月22日	被保険者証発行者リスト(受給) 被保険者証発行者リスト(非受給) 被保険者台帳更新エラーリスト(住基)	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
	22			不存在	市長 介護保険課
21	23	2021年 4月22日	常時募集入居申込から契約締結まで一連の流れ, 入金状況の分かる公文書	部分開示 (4号)	市長 住宅課
22	24	2021年 4月26日	生活保護費支給明細書兼領収書, 算定書, ケース記録ほか	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
23	25	2021年 4月26日	イコールふくやま相談の記録	開示	市長 青少年・女性活躍推進課
24	26	2021年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
25	27	2021年 4月26日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
26	28	2021年 4月27日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
27	29	2021年 4月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
28	30	2021年 4月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
29	31	2021年 5月6日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
30	32	2021年 5月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	33			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
31	34	2021年 5月10日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
32	35	2021年 5月10日	介護保険資格申請書関係書ほか	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
	36			不存在	市長 介護保険課
33	37	2021年 5月10日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
34	38	2021年 5月12日	住民異動届, 添付書類	開示	市長 市民課
35	39	2021年 5月12日	住民異動届, 添付書類	開示	市長 保険年金課
36	40	2021年 5月12日	平成14年度提出の口座振替書	開示	市長 市民税課
37	41	2021年 5月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
38	42	2021年 5月17日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
39	43	2021年 5月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
40	44	2021年 5月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	45			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
41	46	2021年 5月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	47			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
42	48	2021年 5月20日	固定資産の現所有者申告書, 添付書類	開示	市長 資産税課
43	49	2021年 5月21日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
44	50	2021年 5月21日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
45	51	2021年 5月24日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
46	52	2021年 5月24日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
47	53	2021年 5月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
48	54	2021年 5月26日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
49	55	2021年 5月27日	地籍調査票	開示	市長 土木管理課
50	56	2021年 5月28日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
51	57	2021年 5月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
52	58	2021年 5月31日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
53	59	2021年 6月1日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
54	60	2021年 6月2日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 北部市民サービス課
55	61	2021年 6月2日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
56	62	2021年 6月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
57	63	2021年 6月2日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
58	64	2021年 6月2日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
59	65	2021年 6月4日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 北部市民サービス課
60	66	2021年 6月7日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
61	67	2021年 6月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
62	68	2021年 6月9日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
63	69	2021年 6月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	
64	71	2021年 6月15日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
65	72	2021年 6月15日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
66	73	2021年 6月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
67	75	2021年 6月17日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
68	76	2021年 6月22日	和解の仲介の記録等	部分開示 (4,8号)	農業委員会 農業委員会事務局
69	77	2021年 6月22日	和解の仲介の開始に係る文書	開示	農業委員会 農業委員会事務局
70	78	2021年 6月23日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
71	79	2021年 6月23日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
72	80	2021年 6月24日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
73	81	2021年 6月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	
74	83	2021年 6月28日	公害苦情事案処理票	部分開示 (4号)	市長 環境保全課
75	84	2021年 7月1日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
76	85	2021年 7月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
77	86	2021年 7月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
78	87	2021年 7月1日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
79	88	2021年 7月2日	印鑑登録証明書交付申請書	取下げ	市長 北部市民サービス課
80	89	2021年 7月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
81	90	2021年 7月5日	寄附受納地, 位置図	開示	市長 建設政策課
82	91	2021年 7月5日	精神発達精密健康診査記録票ほか	開示	市長 神辺保健福祉課
83	92	2021年 7月5日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
84	93	2021年 7月5日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
85	94	2021年 7月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
86	95	2021年 7月6日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
87	96	2021年 7月12日	保育所申込書に添付した就労証明書	開示	市長 保育施設課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
88	97	2021年 7月12日	起案決裁文書及び受付文書(添付資料含む), 受付整理簿	開示	農業委員会 農業委員会事務局
	98			部分開示 (4号)	農業委員会 農業委員会事務局
89	99	2021年 7月12日	起案決裁文書及び受付文書	開示	農業委員会 農業委員会事務局
	100			部分開示 (4号)	農業委員会 農業委員会事務局
90	101	2021年 7月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
91	102	2021年 7月15日	住民票の写し等請求書	不存在	市長 東部市民サービス課
92	103	2021年 7月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
93	104	2021年 7月16日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
94	105	2021年 7月16日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
95	106	2021年 7月19日	住民票の写し等請求書ほか	開示	市長 市民課
	107			不存在	市長 市民課
96	108	2021年 7月19日	印鑑登録証明書交付申請書ほか	不存在	市長 市民課
97	109	2021年 7月19日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課
98	110	2021年 7月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
99	111	2021年 7月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
100	112	2021年 7月20日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
101	113	2021年 7月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
102	114	2021年 7月26日	除籍・戸籍・戸籍の附票	部分開示 (4号)	市長 神辺市民サービス課
103	115	2021年 7月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
104	116	2021年 7月29日	知人に出した手紙を知人が市へ提出した 関係文書	不存在	市長 市民生活課
105	117	2021年 7月29日	農家基本台帳, 農地の台帳	開示	農業委員会 農業委員会事務局
106	118	2021年 7月29日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
107	119	2021年 8月2日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
108	120	2021年 8月2日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
109	121	2021年 8月5日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
110	122	2021年 8月5日	小作台帳簿	部分開示 (4号)	農業委員会 農業委員会事務局
111	123	2021年 8月6日	納税管理人の廃止に関する申告書	開示	市長 資産税課
112	124	2021年 8月6日	住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
113	125	2021年 8月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
114	126	2021年 8月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
115	127	2021年 8月11日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
116	128	2021年 8月13日	2020年(令和2年)第3回総会議案書 (別冊)	部分開示 (4,5号)	農業委員会 農業委員会事務局
117	129	2021年 8月13日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
118	130	2021年 8月16日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
119	131	2021年 8月16日	戸籍関係請求書, 印鑑登録証明書交付申 請書	開示	市長 市民課
	部分開示 (4,5号)			市長 市民課	
120	133	2021年 8月20日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
121	134	2021年 8月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
122	135	2021年 8月24日	2011年(平成23年)第一回農地部会議 事録	部分開示 (4,5号)	農業委員会 農業委員会事務局
123	136	2021年 8月24日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
124	137	2021年 8月24日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
125	138	2021年 8月24日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
126	139	2021年 8月24日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
127	140	2021年 8月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	141			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
128	142	2021年 8月25日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
129	143	2021年 8月26日	医療要否意見書	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
130	144	2021年 8月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
131	145	2021年 8月27日	ケース記録, 却下起案, 給付要否意見書	部分開示 (2,4,8号)	市長 生活福祉課
	146			不存在	市長 生活福祉課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
132	147	2021年 8月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
133	148	2021年 8月31日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
134	149	2021年 9月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
135	150	2021年 9月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
136	151	2021年 9月3日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
137	152	2021年 9月6日	2018年7月の豪雨被害認定調査の撮影 画像	開示	市長 資産税課
138	153	2021年 9月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
139	154	2021年 9月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
140	155	2021年 9月6日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
141	156	2021年 9月7日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
142	157	2021年 9月9日	医療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
143	158	2021年 9月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
144	159	2021年 9月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
145	160	2021年 9月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
146	161	2021年 9月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
147	162	2021年 9月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
148	163	2021年 9月16日	水道メーターを取りつけ取りはずし使用 中止とした根拠となる公文書ほか	部分開示 (4号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	不存在			上下水道事業管理者 上下水道総務課	
149	165	2021年 9月16日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
150	166	2021年 9月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
151	167	2021年 9月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
152	168	2021年 9月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
153	169	2021年 9月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
154	170	2021年 9月21日	診療報酬明細書 (レセプト)	開示	市長 保険年金課
155	171	2021年 9月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
156	172	2021年 9月22日	し尿くみとり異動票, し尿くみとり確認 票	開示	市長 廃棄物対策課
	173			不存在	市長 廃棄物対策課
157	174	2021年 9月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
158	175	2021年 9月28日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
159	176	2021年 9月29日	警察等相談機関の証明書	不開示 (3,4号)	市長 市民課
160	177	2021年 9月29日	住民基本台帳事務における支援措置申出 書	不開示 (3,4号)	市長 市民課
161	178	2021年 9月30日	水道メーター取付し開栓した根拠となる 公文書ほか	部分開示 (4号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	179			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
162	180	2021年 9月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
163	181	2021年 10月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
164	182	2021年 10月1日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
165	183	2021年 10月6日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
166	184	2021年 10月6日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
167	185	2021年 10月11日	使用中止届, 水道料金及び下水道使用料 等原符兼領収済通知書ほか	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	186			部分開示 (4号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	187			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
168	188	2021年 10月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
169	189	2021年 10月14日	使用中止届, 水道料金及び下水道使用料 等原符兼領収済通知書ほか	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
170	190	2021年 10月15日	医科のレセプト	開示	市長 保険年金課
171	191	2021年 10月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
172	192	2021年 10月19日	相談・通告受付票	不開示 (6,8号)	市長 ネウボラ推進課
173	193	2021年 10月19日	イコールふくやま相談の記録	開示	市長 青少年・女性活躍推進課
174	194	2021年 10月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	195			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
175	196	2021年 10月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
176	197	2021年 10月20日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
177	198	2021年 10月20日	閉栓予約受付票の使用者欄が設置場所と異なる表記である根拠	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
178	199	2021年 10月21日	住民票の写し等請求書	開示	市長 北部市民サービス課
179	200	2021年 10月21日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
180	201	2021年 10月22日	障害福祉サービス等変更申請書ほか	開示	市長 障がい福祉課
181	202	2021年 10月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
182	203	2021年 10月25日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
183	204	2021年 10月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
184	205	2021年 10月25日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
185	206	2021年 10月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
186	207	2021年 10月29日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民サービス課
187	208	2021年 11月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
188	209	2021年 11月4日	指導要録 様式1 (学籍に関する記録)	開示	教育委員会 学事課
189	210	2021年 11月4日	指導要録 様式1 (学籍に関する記録)	開示	教育委員会 学事課
190	211	2021年 11月5日	令和2年国勢調査 調査区要図	部分開示 (3号)	市長 情報管理課
191	212	2021年 11月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
192	213	2021年 11月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
193	214	2021年 11月9日	生活歴等記録票	開示	市長 生活福祉課
194	215	2021年 11月9日	消費生活相談情報	部分開示 (4号)	市長 市民生活課 (消費生活センター)
195	216	2021年 11月9日	戸籍関係請求書及び住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
196	217	2021年 11月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	
197	219	2021年 11月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
198	220	2021年 11月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
199	221	2021年 11月15日	住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
200	222	2021年 11月16日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 北部市民サービス課
201	223	2021年 11月18日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
202	224	2021年 11月18日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
203	225	2021年 11月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
204	226	2021年 11月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
205	227	2021年 11月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
206	228	2021年 11月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
207	229	2021年 11月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
208	230	2021年 11月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
209	231	2021年 11月26日	事故報告書	開示	市長 介護保険課
210	232	2021年 11月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
211	233	2021年 11月26日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
212	234	2021年 11月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
213	235	2021年 11月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
214	236	2021年 12月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
215	237	2021年 12月2日	水呑三新田審議会・協議会の記録	部分開示 (4,7号)	市長 都市計画課
216	238	2021年 12月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
217	239	2021年 12月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	240			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
218	241	2021年 12月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	242			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
219	243	2021年 12月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
220	244	2021年 12月7日	医療記録	取下げ	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
221	245	2021年 12月10日	身体障がい者診断書及び意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
222	246	2021年 12月10日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
223	247	2021年 12月13日	契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書	開示	市長 障がい福祉課
224	248	2021年 12月13日	サービス等利用計画案ほか	開示	市長 障がい福祉課
225	249	2021年 12月13日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
226	250	2021年 12月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
227	251	2021年 12月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
228	252	2021年 12月15日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
229	253	2021年 12月16日	特別定額給付金申請書ほか	部分開示 (4号)	市長 市民生活課
230	254	2021年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
231	255	2021年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
232	256	2021年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
233	257	2021年 12月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
234	258	2021年 12月22日	平成13年度備後圏都市計画用途地域の変更図書	不存在	市長 都市計画課
235	259	2021年 12月22日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
236	260	2021年 12月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
237	261	2021年 12月23日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
238	262	2021年 12月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
239	263	2021年 12月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
240	264	2021年 12月23日	住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
241	265	2021年 12月23日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
242	266	2021年 12月28日	農地法第18条第6項の規定による通知書	開示	農業委員会 農業委員会事務局
243	267	2021年 12月28日	身体障害手帳認定申請時における医療機関からの証明書	開示	市長 障がい福祉課
244	268	2021年 12月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
245	269	2022年 1月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
246	270	2022年 1月6日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 松永市民サービス課
247	271	2022年 1月7日	イコールふくやま相談の記録	部分開示 (4号)	市長 青少年・女性活躍推進課
248	272	2022年 1月11日	納税管理人の申告書	開示	市長 資産税課
249	273	2022年 1月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
250	274	2022年 1月11日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
251	275	2022年 1月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
252	276	2022年 1月14日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
253	277	2022年 1月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
254	278	2022年 1月18日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民サービス課
255	279	2022年 1月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
256	280	2022年 1月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
257	281	2022年 1月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
258	282	2022年 1月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
259	283	2022年 1月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	
260	285	2022年 1月24日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
261	286	2022年 1月28日	土地の取得価格	部分開示 (4号)	市長 内海支所
262	287	2022年 2月1日	医療要否意見書	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
263	288	2022年 2月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
264	289	2022年 2月3日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
265	290	2022年 2月4日	住民票の写し等請求書, 印鑑登録証明書 交付申請書	開示	市長 新市支所
266	291	2022年 2月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
267	292	2022年 2月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
268	293	2022年 2月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
269	294	2022年 2月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
270	295	2022年 2月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
271	296	2022年 2月14日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
272	297	2022年 2月14日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
273	298	2022年 2月17日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
274	299	2022年 2月17日	重大事態対応プロジェクト会議及び臨時 重大事態対応プロジェクト会議の会議録	部分開示 (4号)	教育委員会 福山中学校・高等学校
275	300	2022年 2月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
276	301	2022年 2月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
277	302	2022年 2月22日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 沼隈支所
278	303	2022年 2月25日	委任状	開示	市長 税制課
279	304	2022年 2月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
280	305	2022年 2月28日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
281	306	2022年 2月28日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
282	307	2022年 2月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
283	308	2022年 3月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
284	309	2022年 3月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	不存在			病院事業管理者 市民病院医事課	
285	311	2022年 3月2日	戸籍関係請求書, 戸籍謄本等職務上請求 書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
286	312	2022年 3月3日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 沼隈支所
287	313	2022年 3月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
288	314	2022年 3月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
289	315	2022年 3月8日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
290	316	2022年 3月8日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 沼隈支所
291	317	2022年 3月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
292	318	2022年 3月10日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求の内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
293	319	2022年 3月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
294	320	2022年 3月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
295	321	2022年 3月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
296	322	2022年 3月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
297	323	2022年 3月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
298	324	2022年 3月22日	様式第8号 児童手当・特例給付	部分開示 (4号)	市長 ネウボラ推進課
299	325	2022年 3月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
300	326	2022年 3月22日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
301	327	2022年 3月22日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
302	328	2022年 3月22日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
303	329	2022年 3月23日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4, 5号)	市長 市民課
304	330	2022年 3月24日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
305	331	2022年 3月25日	事故報告書	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
306	332	2022年 3月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
307	333	2022年 3月25日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
308	334	2022年 3月25日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
309	335	2022年 3月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	336			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
310	337	2022年 3月30日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
311	338	2022年 3月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

## 2 福山市個人情報保護審査会の運営状況

### (1) 福山市個人情報保護審査会

審査会は、保有個人情報の開示又は訂正等請求（訂正、削除及び利用の中止の請求）に対する実施機関の決定（行政処分）又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されたものです。

条例35条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は、明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を任用するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

### (2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況

2021年度（令和3年度）の審査会の開催はありませんでした。

### (3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
1	申立 却下	2002. 12. 23 2003. 3. 14	境界線に係る個人情報不 存在決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
2	申立 諮問 答申 決定	2004. 8. 31 2004. 9. 14 2004. 12. 14 2004. 12. 24	住民票等請求書に 係る個人情報部分 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第1号)	棄却	
3	申立 決定	2011. 11. 21 2012. 3. 23	ケース記録等に係 る個人情報部分開 示決定	市長		開示	2012. 3. 23 対象文書の 全部開示
4	申立 諮問 答申 決定	2015. 1. 28 2015. 3. 11 2015. 11. 1 2017. 1. 13	エビデンス等に係 る個人情報存否応 答拒否決定	病院事業 管理者	原処分を 取り消し 改めて開示・ 不開示の決定 を行うべき (答申第2号)	原決定を 取り消し 部分開示	
5	請求 取下げ	2018. 9. 7 2018. 9. 10	境界確認申請等 に係る個人情報部 分開示決定	市長			
6	請求 補正 裁決 決定	2018. 12. 21 2019. 2. 8 2019. 4. 15 2019. 4. 25	弔慰金に係る個人 情報不 存在決定	市長		原決定を 取り消し 開示	不 存在決定 をした課と は別の課に 存在する公 文書を開示

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
7	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 7. 12 2019. 9. 17 2019. 11. 8 2020. 2. 10 2020. 3. 25	災害見舞金支給に係る個人情報不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
8	請求 補正 却下	2019. 8. 9 2019. 9. 17 2019. 11. 21	不存在とした原処 分を取消して、開 示決定	市長		却下	審査請求の 期限を超過
9	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 9. 17 2019. 11. 11 2020. 1. 7 2020. 5. 29 2020. 6. 9	災害見舞金支給に 関する公文書開示 請求に係る個人情 報不 存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第4号)	棄却	
10	請求 諮問 答申 裁決	2020. 3. 27 2020. 6. 9 2020. 11. 5 2020. 12. 18	被相続人に係る個 人情 報存否応答拒 否決定	市長	原処分を 取り消し 改めて開示・ 不開示の決定 を行うべき (答申第5号)	原決定を 取り消し 部分開示	
11	請求 取下げ	2020. 11. 30 2021. 1. 12	改葬届に係る個人 情報部分開示決定	市長			

#### (4) 福山市個人情報保護審査会委員

2022年(令和4年)3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ たく けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	こ じま たかし 小 島 崇	弁護士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士

任期：2020年(令和2年)12月27日～2022年(令和4年)12月26日

### 3 福山市個人情報保護審議会の運営状況

#### (1) 福山市個人情報保護審議会

審議会は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、制度の改善を図ることを目的として設置されたもので、次の事項に関して実施機関の諮問に応じて審議、答申を行い、又個人情報の保護について建議することができます。

##### ① 諮問に応じて答申する事項

- ・原則として収集等を禁止された個人情報の収集等に関する事項（条例第7条）
- ・個人情報の直接収集及び本人通知の例外に関する事項（条例第8条第3項第5号、第4項第2号）
- ・保有個人情報の目的外利用等及び本人通知の例外に関する事項（条例第9条第1項に引用する条例第8条第3項第5号、第9条第4項第2号）
- ・苦情の申出に関する事項（条例第34条第5項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するための措置に関する事項（条例第43条第2項）
- ・民間事業者が市長の協力要請又は勧告に従わない場合の事実公表に関する事項（条例第46条第3項）

##### ② 市長又は実施機関及び指定管理者から報告を受ける事項

- ・個人情報取扱業務の通知に関する事項（条例第14条第3項）
- ・開示請求に対する部分開示、不開示、存否応答拒否の決定に関する事項（条例第22条第4項）
- ・訂正等請求による一時停止を行わなかった事実に関する事項（条例第30条第2項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するため、基本的人権が侵害されるおそれについて明白かつ差し迫った危険がある場合に講じた措置の内容に関する事項（条例第43条第3項）

##### ③ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての市長への建議

#### (2) 苦情の申出の状況

2021年度（令和3年度）の個人情報保護条例第34条に基づく苦情の申出はありませんでした。



### (3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況

開催年月日	内容
2021年(令和3年) 4月12日	(持回り) ・予防接種法に定める定期の予防接種等業務に伴う個人情報の本人直接収集に係る諮問
2021年(令和3年) 5月24日	第1回審議会(書面開催) ・広報「ふくやま」プレゼント付き読者アンケート業務に伴う収集等について外1件
2021年(令和3年) 8月31日	第2回審議会(書面開催) ・保護措置業務に伴う収集等について外4件
2021年(令和3年) 10月25日	第3回審議会 ・運営状況及び諮問事項の報告について ・諮問事項に対する答申の報告について ・ネウボラ相談業務に伴う収集等について外3件
2021年(令和3年) 11月29日	第4回審議会 ・運営状況の報告について ・諮問事項に対する答申の報告について ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書の点検について外2件
2021年(令和3年) 12月16日～17日	(持回り) ・予防接種法に定める定期の予防接種等業務に伴う個人情報の収集等に係る諮問 ・個人番号カード業務に伴う個人情報の収集等及び外部提供に係る諮問
2022年(令和4年) 2月8日	第5回審議会 ・運営状況及び諮問事項の報告について ・諮問事項に対する答申の報告について ・消防団との情報伝達業務等に伴う外部ネットワーク等の利用について外2件 ・答申を受けた外部ネットワーク等を利用するシステムの利用範囲等の変更に係る答申手続について(3件)

#### (4) 福山市個人情報保護審議会委員

2022年（令和4年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	ふじ き よし ゆき 藤 木 賞 之	弁護士
副会長	おお はら ひろし 大 原 博	福山市自治会連合会副会長
	お の ひろ ゆき 小 野 裕 之	部落解放同盟福山市協議会副議長
	おお た ゆう すけ 大 田 祐 介	福山市議会議員
	ひら まえ きょう こ 平 前 恭 子	福山市女性連絡協議会書記
	おさ だ せい いち 長 田 誠 一	連合広島福山地域協議会事務局長
	やま の うえ たかし 山 之 上 卓	福山大学教授
	し みず ひろ とし 清 水 寛 敏	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	ふじ い やす ひろ 藤 井 康 弘	福山市総務局長

任期：2020年（令和2年）9月6日～2022年（令和4年）9月5日

## 4 啓発活動の状況

福山市個人情報保護条例は、自己情報コントロール権を保障し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、実施機関、市民、民間事業者が一体となってプライバシー保護に努めることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的としています。そのため、プライバシー保護に関する意識の向上に向け、次の取組を行っています。

### (1) 研修会の実施

#### ① 外部講師による研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### ② 職員研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2021年(令和3年)4月5日,7日(2回)	160人
キラキラサポーター(子育て支援ボランティア)	2021年(令和3年)11月5日	6人
松永支所公民館等職員	2021年(令和3年)11月9日	31人
公民館・交流館等職員	2021年(令和3年)12月22日(2回)	276人
	(計6回)	計473人

#### ③ その他に対する研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
常任統計調査員	2021年4月19日	33人
	(計1回)	計33人

### (2) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2022年(令和4年)3月に2020年度(令和2年度)の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2021年(令和3年)6月号で2020年度(令和2年度)の運営状況を公表しました。

### (3) 個人情報保護の要請

国・県等

- ・個人情報保護及び自己情報コントロール権の確立に向けた戸籍法及び住民基本台帳法の改正について、広島県市長会議を通じて国へ要請しています。(秋季)(春季)

#### (4) インシデント報告

個人情報の漏えい事案が発生し、広島県総務局業務プロセス課及び総務省自治行政局地域情報政策室へ3件のインシデント報告をしました。

内訳は、紛失1件（USBメモリ）、誤送信2件（メール）です。

個人情報保護委員会へ報告する特定個人情報の漏えい事案はありませんでした。

## 5 その他

### (1) 個人情報保護条例の改正経過

1990年10月1日	福山市個人情報保護条例(旧条例)施行
2003年4月	個人情報保護制度に係る検討会設置
2003年6月30日	6月議会にて福山市個人情報保護条例全部改正案可決
2003年8月25日	福山市個人情報保護条例(新条例)施行
2004年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2009年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2011年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年12月19日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2015年10月5日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2017年9月25日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2022年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行

## Ⅱ 情報公開制度の運営状況

## 1 公文書の開示請求・申出の処理状況

### (1) 請求・申出の状況

ここにいう「請求」とは、条例施行日（1993年（平成5年）7月1日）以後の公文書に関する開示請求に対する公文書の義務的な開示手続のことであり、「申出」とは、条例施行日前の公文書に関する開示申出に対する公文書の任意的な開示手続のことであり、

公文書の開示請求・申出の件数及び決定等の状況は次のとおりです。

年度	請求 申出 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2021 年度	405	632	299	245	6	51	1	27	3
2020 年度	278	386	243	80	5	27	0	31	0

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

### (2) 部分開示・不開示の理由別内訳

条例第6条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情報（適用条項）	2021年度	2020年度
法令等情報（第1号）	2	0
個人情報情報（第2号）	210	66
法人等情報（第3号）	159	44
生命等保護情報（第4号）	1	0
審議・検討・協議等情報（第5号）	7	7
市政運営情報（第6号）	19	18
任意提供情報（第7号）	0	2

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1)請求・申出の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

### (3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2021 年度	2020 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	467	243
教 育 委 員 会	26	39
選 挙 管 理 委 員 会	1	0
監 査 委 員	2	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	9	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	1	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	115	99
病 院 事 業 管 理 者	7	0
議 会	3	4
地 方 独 立 行 政 法 人	1	—
合 計	632	386

※ 1 件の請求に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※ 決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

#### (4) 請求・申出の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
1	1	2021年 4月1日	福山市下水道事業用二次製品単価表 (2020年度4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
2 ※	2	2021年 4月1日	金入り設計書 排水施設機械設備工事(林崎・黒迫地 区)	開示	市長 沼隈建設産業課
3	3	2021年 4月5日	福山市地内の公共測量に係る起案を含む 資料	部分開示 (2,3号)	市長 資産税課
4	4	2021年 4月6日	福山市独自「石材小型車割増」単価 (2020年度分)	開示	市長 技術検査課
5 ※	5	2021年 4月8日	市道鷹取本庄線の道路工事図面	開示	市長 福山道路・幹線道路課
6 ※	6	2021年 4月13日	金入り設計書 福山城公園除草清掃(前期分)業務委託 ほか7件	開示	市長 公園緑地課
7	7	2021年 4月14日	ケースワーカー新旧一覧表(2021年度 分)	開示	市長 生活福祉課
8	8	2021年 4月14日	急斜針地崩壊対策工事(広ノ奥地区)関 係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 沼隈建設産業課
9	9	2021年 4月16日	汚泥単価見積(2020年度分)	開示	市長 技術検査課
10	10	2021年 4月16日	農地法第18条第6項の規定による通知 書	部分開示 (1,2号)	農業委員会 農業委員会事務局
11 ※	11	2021年 4月19日	水道工事施工単価表(2021年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
12	12	2021年 4月19日	水呑三新田土地区画整理審議会の協議会 の議事録	部分開示 (2,5,6号)	市長 都市計画課
13	13	2021年 4月20日	金入り設計書 道路改良工事(御幸61号線・2-1)ほ か1件	開示	市長 道路整備課
14	14	2021年 4月20日	金入り設計書 福山市上下水道局公告第13号ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
15	15	2021年 4月22日	監査関係書(2019,2020年度分)	不存在	市長 設備課
16	16	2021年 4月22日	福山市市営住宅の水道メーター(個メー タ)を交換する一連の流れがわかる公文 書(2020年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 設備課
17	17	2021年 4月22日	2020年2月21日付け公文書開示請求書 請求から拒否に至る一連の公文書	部分開示 (2,6号)	市長 ICT推進課
18	18	2021年 4月23日	妙砂古池廃止工事関係書一式	部分開示 (2,3,6号)	市長 農林整備課
19	19	2021年 4月26日	郵便料金計器設置時の福山市と郵便局と の間で交わした関係書類 毎月郵便料金計器による印字の数	部分開示 (2号)	市長 総務課
20	20	2021年 4月26日	郵便料金計器の賃貸借契約の入札から契 約締結までの公文書一式 締結後リース料金を支払っている公文書 一式	部分開示 (2,3,6号)	市長 総務課
21	21	2021年 4月26日	全課の現金取扱い関係書類一式(2020 年度分)	拒否	市長 情報管理課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
22	22	2021年 4月26日	現金出納状況報告書(2020年度分)	開示	市長 会計課
23	23	2021年 4月26日	運行(車両)管理簿本庁分(2020年度分)	開示	市長 管財課
24 ※	24	2021年 4月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配整2-70)614第20号ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
25 ※	25	2021年 4月26日	福山市下水道工事設計資材単価一覧表(2020年4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
26 ※	26	2021年 4月30日	金入り設計書 市道等舗装(自社施工型)業務委託(中区域)ほか11件	開示	市長 道路整備課
27 ※	27	2021年 4月30日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-37)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
28	28	2021年 5月12日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	農業委員会 農業委員会事務局
29	29	2021年 5月12日	定期監査関係書(2018, 2019, 2020年度分)	開示	市長 設備課
	30			不存在	市長 設備課
30	31	2021年 5月12日	急傾斜地崩壊対策工事(宗金地区)関係書一式	部分開示 (2, 3号)	市長 松永建設産業課
31	32	2021年 5月13日	道路調査書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
32	33	2021年 5月14日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-37)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
33 ※	34	2021年 5月17日	金入り設計書 市道等維持修繕業務委託(A区域)ほか19件	開示	市長 道路整備課
	35			開示	市長 公園緑地課
34	36	2021年 5月18日	2018年度12月議会報告 調停並びに除却契約書	開示	市長 都市計画課
	37			部分開示 (1号)	市長 都市計画課
	38			部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
35	39	2021年 5月18日	福山北産業団地第2期造成工事の入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
36	40	2021年 5月20日	2020年(令和2年)第2回総会議事録	部分開示 (2, 3号)	農業委員会 農業委員会事務局
37 ※	41	2021年 5月20日	金入り設計書 明神前公園便所解体工事ほか2件	開示	市長 営繕課
	42			開示	市長 公園緑地課
	43			開示	市長 道路整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
38	44	2021年 5月21日	福山市内の住居表示実施区域における建物の位置及び住居番号を確認できる図面資料	部分開示 (2号)	市長 市民課
	45			部分開示 (2号)	市長 市民課
	46			部分開示 (2号)	市長 市民課
	47			部分開示 (2号)	市長 市民課
39	48	2021年 5月25日	金入り設計書 雨水貯留施設整備工事(正藤池)	開示	市長 神辺建設産業課
40 ※	49	2021年 5月25日	福山市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が2020年度定期報告の際に提出した重要事項説明書	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
41	50	2021年 5月25日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-52)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
42	51	2021年 5月28日	金入り設計書 設計業務委託(新涯箕島線)	開示	市長 道路整備課
43	52	2021年 5月31日	上水道工事(配水管工事)福山市水道材料決定単価一覧表(2020年度分)	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
44	53	2021年 5月31日	学校の建物配置図・各階平面図	開示	教育委員会 施設課
45	54	2021年 5月31日	金入り設計書 雨水貯留施設整備工事(正藤池)	開示	市長 神辺建設産業課
46 ※	55	2021年 6月1日	金入り設計書一式 道路舗装工事(上山守御幸線)ほか2件	開示	市長 道路整備課
	56			開示	市長 北部建設産業課
47 ※	57	2021年 6月1日	金入り設計書一式 円形管理設工事(下水3-8)ほか21件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
48	58	2021年 6月1日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
49	59	2021年 6月2日	和解の仲介申立の開始について、農地法関係事務処理要領の制定で定められている様式で、県知事に通知されている文書	部分開示 (2号)	農業委員会 農業委員会事務局
50 ※	60	2021年 6月2日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-37)75第21号ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
51	61	2021年 6月7日	急傾斜地崩壊対策工事(才戸地区)関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 松永建設産業課
52	62	2021年 6月7日	定期監査報告書(2020年度分)	不存在	市長 情報管理課
53	63	2021年 6月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配改3-3)ほか13件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
54	64	2021年 6月7日	金入り設計書 通学路整備工事(御幸地吹幹線・2-1)	開示	市長 道路整備課
55	65	2021年 6月8日	量水器取替工事報告書(2020年度福山市営住宅分)	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
56	66	2021年 6月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-31)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
57	67	2021年 6月11日	金入り設計書 下水道管渠耐震化工事(2-1)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
58 ※	68	2021年 6月11日	・福山市蔵王雨水幹線建設工事と福山市蔵王雨水幹線建設工事その2の工事積算の参考とするための資機材の資材価格特別調査委託業務報告書や見積書 ・福山市水道工事設計資材単価一覧表, 福山市下水道工事設計資材単価一覧表, 福山市下水道施工単価条件表(最新版)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	69			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
59	70	2021年 6月11日	工事検査成績評定通知書(2021年2月3日以降分)	不存在	市長 技術検査課
60	71	2021年 6月14日	定期監査結果報告(2019年度分)	不存在	市長 情報管理課
61	72	2021年 6月14日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-43)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
62	73	2021年 6月15日	出納事務関係書(2020年度分)	開示	市長 人権・生涯学習課
63	74	2021年 6月15日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 港湾河川課
64	75	2021年 6月15日	道路舗装工事(水呑水呑三新田1号線・3-1)関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
65	76	2021年 6月15日	道路改良工事(津之郷8号線)関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
66	77	2021年 6月15日	建築リサイクル法関係届出通知書 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第11条の規定による申請書類一式(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
67	78	2021年 6月17日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
68	79	2021年 6月17日	福山市市営住宅の水道メーター(個メータ)を交換する一連の流れがわかる公文書(2015, 2016年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 設備課
	80			不存在	市長 設備課
69	81	2021年 6月17日	上水道工事(配水管工事)福山市水道材料決定単価一覧表(2020年度分)	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
70	82	2021年 6月17日	金入り設計書 円形管埋設工事(下水3-15)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
71 ※	83	2021年 6月17日	金入り設計書 道路法面除草業務委託(水呑72号線外7路線)	開示	市長 道路整備課
	84			開示	市長 沼隈建設産業課
72	85	2021年 6月17日	見積り比較表 ・新涯ポンプ場除塵機設備工事ほか1件 金入り設計書 ・新涯ポンプ場ポンプ設備工事ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
73 ※	86	2021年 6月18日	マスク着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書	不存在	市長 保健予防課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
74 ※	87	2021年 6月18日	マスク着用が新型コロナウイルスの感染 拡大防止に効果があるという科学的根拠 を立証する文書	不存在	教育委員会 学校保健課
75	88	2021年 6月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-44)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
76	89	2021年 6月21日	文書件名簿(2020年度分) 履行延期申請書の添付書類	部分開示 (2号)	農業委員会 農業委員会事務局
	90			不存在	農業委員会 農業委員会事務局
77 ※	91	2021年 6月22日	福山市下水道設計資材単価一覧表, 福山 市下水道設計資材単価コード表(2020 年度4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
78	92	2021年 6月23日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 青少年・女性活躍推進課
79	93	2021年 6月23日	発送チェックリスト(定時) 共用物品請求書伺書(2020年度分)	開示	市長 管財課
80	94	2021年 6月23日	市営住宅空室改修工事契約書類一式	部分開示 (2,3号)	市長 営繕課
81	95	2021年 6月24日	財務関係簿冊目録(2019年度分)	開示	監査委員 監査事務局
82	96	2021年 6月24日	車両運行状況の確認できる書類(2020 年度分)	部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
83	97	2021年 6月24日	庁用車運行状況報告書(2020年度分)	開示	教育委員会 教育総務課
84	98	2021年 6月24日	駐車場の予約管理状況(2020年度分)	開示	市長 総務課
85	99	2021年 6月25日	福山市水道材料決定単価一覧表(2020 年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
86	100	2021年 6月25日	金入り設計書 福山北産業団地第2期造成工事	開示	市長 企業誘致推進課
87	101	2021年 6月25日	福山北産業団地第2期造成工事の入札結 果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
88	102	2021年 6月25日	指定緊急避難場所を避難場所と表記して いたのを緊急避難所と表記変更するに係 る起案書	開示	市長 危機管理防災課
89 ※	103	2021年 6月28日	水道工事施工単価表(2020年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
90 ※	104	2021年 6月28日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-33)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
91 ※	105	2021年 6月28日	コミュニティバス(まわローズ)使用車 両の車両一覧表, 車両台帳写し, 車検証 の写し, 新製時のボディメーカー発行の 仕様書の写し	不存在	市長 都市交通課
92 ※	106	2021年 6月28日	特定給食施設及び多数給食施設の一覧デ ータ	取下げ	市長 健康推進課
93	107	2021年 6月28日	建設リサイクル法届出	取下げ	市長 建築指導課
94	108	2021年 6月28日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-24)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
95 ※	109	2021年 6月29日	福山市下水道工事設計資材単価一覧表 (2020年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
96	110	2021年 6月30日	金入り設計書 古池調査測量設計業務委託	開示	市長 農林整備課
97	111	2021年 6月30日	金入り設計書 道路舗装工事(御幸50号線)	開示	市長 道路整備課
98	112	2021年 6月30日	工事検査台帳(2020年度分) 工事検査月報, 工事検査報告書, 文書件 名簿(2021年度分)	開示	市長 技術検査課
	113			不存在	市長 技術検査課
99	114	2021年 6月30日	出納事務関係書(2020年度分)	開示	教育委員会 福山中学校・高等学校
100	115	2021年 7月1日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 北部環境センター
101	116	2021年 7月1日	白伝票の管理台帳(2020年度分)	開示	市長 公園緑地課
102 ※	117	2021年 7月1日	金入り設計書 自転車通行空間整備工事(手城沖野上幹 線・3-1)ほか16件	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	118			開示	市長 沼隈建設産業課
	119			開示	市長 道路整備課
	120			開示	市長 農林整備課
	121			開示	市長 北部建設産業課
	122			開示	市長 川南まちづくり課
	123			開示	市長 公園緑地課
	124			開示	教育委員会 施設課
103 ※	125	2021年 7月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-1)ほか22件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
104 ※	126	2021年 7月1日	食品営業許可を取得した施設の一覧及び 情報(2021年1月1日~6月30日)	取下げ	市長 生活衛生課
105	127	2021年 7月1日	市民病院薬剤価格交渉支援業務の契約 書, 公募型プロポーザルにかかる書類	部分開示 (2,3号)	病院事業管理者 市民病院管理課
106	128	2021年 7月5日	金入り設計書 福山市水呑竹ヶ端住宅1・2号棟給水設 備改修工事	開示	市長 設備課
107	129	2021年 7月5日	福山市のホームページに「防災に関する 地域説明会」の資料について作成した活 動チェックリスト(2021年度版)のP DFファイルに係る起案書	部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
108	130	2021年 7月5日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 保健部総務課
109	131	2021年 7月5日	金入り設計書 下水道管渠総合地震対策調査実施設計業 務委託(3-1)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
110	132	2021年 7月5日	農地法5条の規定による許可申請書	部分開示 (2,3号)	農業委員会 農業委員会事務局
111	133	2021年 7月5日	農業振興地域農用地利用計画変更申出書	部分開示 (2,3号)	市長 農業振興課
112	134	2021年 7月5日	量水器取替工事報告書(2016年度)	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
113 ※	135	2021年 7月6日	金入り設計書 道路舗装工事(水呑水呑三新田1号線・ 3-1)ほか1件	開示	市長 道路整備課
	136			開示	市長 松永建設産業課
114	137	2021年 7月6日	金入り設計書 (仮称)下加茂第1配水池及び加圧施設 改良実施設計業務委託ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
115	138	2021年 7月6日	金入り設計書 橋梁修繕工事(新涯大橋)	開示	市長 道路整備課
116	139	2021年 7月7日	急傾斜地崩壊対策工事(東深津沖地区・ 3-1)関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
117	140	2021年 7月7日	金入り設計書 福山市立新市中央中学校進入路改築工事 ほか6件	開示	市長 農林整備課
	141			開示	教育委員会 施設課
	142			開示	市長 北部建設産業課
118	143	2021年 7月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-82)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
119	144	2021年 7月8日	道路舗装工事(北山栗根2号線)関係書 一式	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課
120	145	2021年 7月8日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 松永地域振興課
	146			部分開示 (2号)	市長 松永市民サービス課
121	147	2021年 7月8日	金入り設計書 漁港改修工事(福山漁港(田尻地区)沖 新涯防波堤)	開示	市長 港湾河川課
122	148	2021年 7月9日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-24)ほか16 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
123	149	2021年 7月12日	現金出納状況報告書(2021年4月~6月 分)	開示	市長 会計課
124	150	2021年 7月12日	公用車管理状況台帳(車両運行の確認で きる書類)(2020年度分)	開示	教育委員会 中央図書館
125	151	2021年 7月12日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-11)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
126	152	2021年 7月13日	市営住宅の修繕について住宅課からの依 頼により終了した工事関係書類(2020 年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
127	153	2012年 7月13日	出納事務関係書(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 ネウボラ推進課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
128 ※	154	2021年 7月13日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-43)168第21 号ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
129	155	2021年 7月13日	出納事務関係書(2020年度分) 指定管理者に関する一連の流れのわかる 書類	部分開示 (2,3号)	市長 スポーツ振興課
130	156	2021年 7月13日	出雲2(R2・福-39)小規模崩壊地復旧 工事関係書一式	部分開示(2,3 号)	市長 農林整備課
131	157	2021年 7月14日	現金取扱領収証(原符等)(2020年度 分)	部分開示 (2号)	市長 東部環境センター
132	158	2021年 7月14日	現金取扱領収証(原符等)(2020年度 分)	部分開示 (2号)	市長 情報発信課
133 ※	159	2021年 7月15日	審査決定取消請求事件の最高裁判所第二 小法廷決定に係る決定書(調書(決定) 正本)及び高等裁判所判決・地方裁判所 判決に係る各判決書	部分開示 (2号)	固定資産評価審査委員会 固定資産評価審 査委員会事務局
134	160	2021年 7月15日	配水管布設工事(配改2-5)関係書一式	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
135	161	2021年 7月15日	福山市武道館解体工事関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 営繕課
136	162	2021年 7月15日	道路転落事故防止工事(栗根中野線)関 係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課
137	163	2021年 7月16日	庁用自動車の管理状況がわかる書類	部分開示 (2号)	市長 管財課
138	164	2021年 7月16日	介護保険課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 介護保険課
	部分開示 (3号)			市長 管財課	
139	166	2021年 7月16日	保育施設課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 保育施設課
	部分開示 (3号)			市長 管財課	
140	168	2021年 7月16日	道路整備課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
	部分開示 (3号)			市長 建設政策課	
141	170	2021年 7月16日	用地課所有の庁用自動車の管理状況がわ かる書類	部分開示 (2,3号)	市長 用地課
	部分開示 (3号)			市長 建設政策課	
	171			部分開示 (3号)	市長 管財課
142	172	2021年 7月19日	金入り設計書円形管理設工事(都市3- 3)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
143 ※	173	2021年 7月19日	金入り設計書 道路舗装工事(福山駅南手城幹線・2- 1)	開示	市長 道路整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
144 ※	174	2021年 7月19日	福山の食(つまみ)を活かした観光誘客 プロモーション業務委託プロポーザルに 係る採点結果・採択企業の企画提案書	部分開示 (2,3号)	市長 観光課
145	175	2021年 7月20日	土木管理課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 土木管理課
	市長 建設政策課				
	176			部分開示 (3号)	市長 財政課
146	177	2021年 7月20日	教育総務課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	教育委員会 教育総務課
	178				市長 管財課
	179				市長 財政課
147	180	2021年 7月20日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 白伝票, 計量 データ一覧表(2020年4月分)	開示	市長 環境施設課
	181				不存在
148	182	2021年 7月21日	自然研修センターに関する指定管理関係 書	部分開示 (3号)	市長 青少年・女性活躍推進課
149	183	2021年 7月21日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 白伝票, 計量 データ一覧表(2020年10月12月分)	開示	市長 環境施設課
	184				不存在
150	185	2021年 7月21日	廃棄物対策課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 廃棄物対策課
	186				部分開示 (3号)
151	187	2021年 7月21日	新市中央緑地剪定業務委託関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 公園緑地課
152	188	2021年 7月26日	公告と結果 福山市立大学建設工事ほか1件	取下げ	市長 建設政策課
153	189	2021年 7月26日	道路改良工事(山野2号幹線)関係書一 式	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課
154	190	2021年 7月26日	納付書(共用物品)の支出命令書・請求 書・共用物品請求伺書(2020年度分)	開示	市長 スポーツ振興課
	191				部分開示 (3号)
155 ※	192	2021年 7月27日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-50)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
156	193	2021年 7月28日	市民生活課所有の庁用自動車の管理状況 がわかる書類	部分開示 (2,3号)	市長 市民生活課
	194			部分開示 (3号)	市長 財政課
157	195	2021年 7月28日	産業廃棄物処理の認定業者に関する情報 新規・更新許可申請業者の申請書類 (2016年4月～8月分)	不存在	市長 廃棄物対策課
158	196	2021年 7月28日	福山城公園北側伐採業務委託関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 公園緑地課
159	197	2021年 7月28日	福山クリーンセンター廃棄物搬入届兼許 可伝票, 白伝票管理台帳 (2020年度分)	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
160	198	2021年 7月28日	福山市芦田川グラウンド・ゴルフ場の業 務委託締結書類, 契約書 (2020年度分)	部分開示 (3号)	市長 スポーツ振興課
161	199	2021年 7月29日	福山市LED街路灯整備事業 ・各社評価審査にかかる採点表の詳細内 容 ・優秀交渉権者及び次点交渉権者の提案 書	部分開示 (3号)	市長 土木管理課
	200			不開示 (3号)	市長 土木管理課
162	201	2021年 7月30日	上水道・下水道工事の積算基準について 区画線工(土工事費)積算基準数量根拠	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
163	202	2021年 7月30日	北部支所管理の公用車管理状況台帳, 車 両運行の確認できる書類 (2020年度 分)	開示	市長 北部市民サービス課
164	203	2021年 7月30日	現金取扱状況報告書の件数と金額の内訳 (2020年8月分)	部分開示 (2号)	市長 北部保健福祉課
165	204	2021年 7月30日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 白伝票の管理 台帳(公園, 土木関係), 計量データ一 覧表 (2020年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課
166	205	2021年 7月30日	北部建設産業課所有の公用車管理状況台 帳, 車両運行の確認できる書類 (2020 年度分)	部分開示 (2号)	市長 北部建設産業課
167	206	2021年 7月30日	北部環境センター所有の公用車管理状況 台帳, 車両運行の確認できる書類 (2020 年度分)	開示	市長 北部環境センター
168	207	2021年 7月30日	福山市駅家西交流館に関する一連の情報	開示	市長 北部地域振興課
169	208	2021年 8月2日	人権・生涯学習課所有の公用車管理状況 台帳, 車両運行の確認できる書類 (2020 年度分)	不存在	市長 人権・生涯学習課
170 ※	209	2021年 8月2日	金入り設計書 待避所設置工事(北山9号線)ほか3件	開示	市長 松永建設産業課
	210			開示	市長 神辺建設産業課
	211			開示	市長 北部建設産業課
	212			開示	市長 道路整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
171 ※	213	2021年 8月2日	金入り設計書 下水道施設改築工事(3-12)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	214			開示	市長 公園緑地課
172	215	2021年 8月2日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-29)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
173	216	2021年 8月2日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-49)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
174	217	2021年 8月3日	金入り設計書 排水施設測量調査設計業務委託(高浦地区・瀬戸川流域)	開示	市長 港湾河川課
175	218	2021年 8月3日	量水器取替工事報告書(2018年度分)	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
176	219	2021年 8月4日	手城第1公園剪定等業務委託関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 公園緑地課
177	220	2021年 8月4日	道路改良工事(西町若松線外1路線・3-1)契約書類	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
178	221	2021年 8月4日	仁五2(R3・福-30)小規模崩壊地復旧 工事関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課
179	222	2021年 8月4日	福山市ホームページにアップした「県早期集中対策」の発出に伴う市長メッセージに係る起案書	開示	市長 情報発信課
180 ※	223	2021年 8月4日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-33)199第21号ほか13件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
181	224	2021年 8月4日	市が保有する電話番号084-928-〇〇〇〇同士で電話転送できないことに係る起案書	部分開示 (3号)	市長 総務課
182	225	2021年 8月5日	し尿くみとり確認票12業者(2021年3月分)	部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
183 ※	226	2021年 8月5日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-27)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
184	227	2021年 8月5日	福山市の農業用ため池の保全及び管理に関する条例,規則,要綱,内規,要項,要領,通達等の明文化されたもの一切	不存在	市長 農林整備課
185	228	2021年 8月6日	大型カルバート修繕工事(高屋川右岸幹線1号函渠)関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 神辺建設産業課
186	229	2021年 8月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-49)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
187	230	2021年 8月6日	施設の調定額整理票,納入通知書兼領収書,領収済通知書(2020年5,6月分)	部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
188	231	2021年 8月10日	2021年度福山市防災会議に係る起案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
189	232	2021年 8月10日	2021年8月10日福山市ホームページで人事課が人材育成に関わる公文書を記載した内容に係る起案書	開示	市長 人事課
	233			開示	市長 人材育成課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
190	234	2021年 8月10日	2018年の西日本豪雨で決壊した勝負迫上池と勝負迫下池に関する平成12年のため池台帳に記載されている被害想定	開示	市長 北部建設産業課
191 ※	235	2021年 8月11日	医薬品販売業，高度管理医療機器等販売業・貸与業，毒物劇物一般販売業に関する許可（登録）別情報	取下げ	市長 保健部総務課
192	236	2021年 8月12日	特定設置（使用）届出書・騒音の防止の方法変更届出書・騒音の防止の方法・注意指導書	部分開示 (3号)	市長 環境保全課
193 ※	237	2021年 8月12日	食品衛生業の届出が出されている全施設の情報	取下げ	市長 生活衛生課
194 ※	238	2021年 8月13日	令和3年度福山市LED街路灯整備事業事業者募集における最優秀提案者が提出した提案提出書類様式10～19号	不開示 (3号)	市長 土木管理課
195	239	2021年 8月18日	水呑町三新田区画整理13ブロックと14ブロック間の道路工事図書一式	開示	市長 都市計画課
	240			不存在	市長 都市計画課
196	241	2021年 8月19日	金入り設計書 福山市瀬戸町瀬戸川住宅1・2号棟給水設備改修工事ほか1件	開示	市長 設備課
197	242	2021年 8月25日	福山市役所職員の新型コロナウイルス感染に伴う起案書及び保有する公文書	不存在	市長 総務課
	243			部分開示 (2号)	市長 人事課
	244			不開示 (2号)	市長 人事課
	245			不存在	市長 人事課
	246			開示	市長 情報発信課
	247			開示	市長 人材育成課
	248			開示	市長 危機管理防災課
198	249	2021年 8月25日	金入り設計書 配水管布設工事（配改3-2）ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
199	250	2021年 8月30日	福山市ホームページで2021年（令和3年）8月27日に更新された「○新型コロナウイルス感染症に関する情報について[まとめサイト]」に係る起案書	開示	市長 情報発信課
200	251	2021年 8月30日	個別の事案に係る作成した起案書及び保有された起案書	開示	市長 人材育成課
	252			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 人材育成課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
201 ※	253	2021年 8月31日	金入り設計書 道路舗装工事（福山駅箕沖幹線）ほか6 件	開示	市長 道路整備課
	254			開示	市長 港湾河川課
	255			開示	市長 川南まちづくり課
	256			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	257			開示	市長 公園緑地課
202 ※	258	2021年 8月31日	金入り設計書 西深津緑公園伐採業務委託ほか5件	開示	市長 公園緑地課
	259			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
203 ※	260	2021年 8月31日	金入り設計書 配水管布設工事（配改3-2）ほか14件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
204 ※	261	2021年 9月1日	福山市下水道事業用二次製品単価（2020 年8月分）	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
205 ※	262	2021年 9月1日	金入り設計書 配水管布設工事（配改3-2）282第21 号ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
206	263	2021年 9月2日	2021年度福山市防災会議に係る起案を 含む資料	部分開示 (2,3号)	市長 危機管理防災課
207 ※	264	2021年 9月2日	福山市下水道事業用二次製品単価（2020 年8月分）	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
208	265	2021年 9月3日	福山市が任用したデジタル外部人材に関 する文書 ・予算の稟議書、執行伺い、報酬の積算 根拠 ・プレゼン資料など所属会社が提出した 資料 ・内閣府の派遣制度を活用した自治体の 外部人材の日当報酬の額 ・福山市の外部人材の設置要綱 ・地域活性化企業人制度の要項	部分開示 (2,3号)	市長 ICT推進課
	266				市長 デジタル化推進室
				開示	市長 給与課
				開示	市長 人事課
209 ※	267	2021年 9月3日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事（3-3）ほか1 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
210 ※	268	2021年 9月6日	金入り設計書 佐波ポンプ所機械設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
211	269	2021年 9月7日	金入り設計書 才町（R3・福一27）小規模崩壊復旧工事 ほか6件	開示	市長 農林整備課
	270			開示	市長 北部建設産業課
212	271	2021年 9月7日	金入り設計書 配水管布設工事（配整3-83）ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
213	272	2021年 9月7日	金入り設計書・見積比較表 配水管布設工事（工水配改3-1）ほか5 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
214	273	2021年 9月8日	金入り設計書配水管布設工事(配整3-84)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
215	274	2021年 9月8日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-46)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
216 ※	275	2021年 9月10日	金入り設計書 下水道管渠点検調査業務委託(3-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
217	276	2021年 9月13日	福山市役所職員の新型コロナウイルス感染に伴う起案書及び保有する公文書メールなどを通じて意思決定を行ない、出勤後に作成した起案文書	開示	市長 保険年金課
	277			不存在	市長 北部環境センター
	278			部分開示 (2号)	市長 保育指導課
	279			不存在	市長 健康推進課
	280			不存在	市長 港湾河川課
	281			不存在	市長 西部環境センター
	282			不存在	市長 土木管理課
	283			開示	市長 営繕課
	284			開示	市長 ICT推進課
	285			開示	市長 ネウボラ推進課
	286			存否応答拒否	市長 情報管理課
218	287	2021年 9月13日	福山市役所職員の新型コロナウイルス感染に伴う起案書及び保有する公文書メールなどを通じて意思決定を行ない、出勤後に作成した起案文書	開示	教育委員会 教育総務課
219	288	2021年 9月13日	フォークリフトに係る軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)	取下げ	市長 市民税課
220 ※	289	2021年 9月15日	金入り設計書 水道メーター取替業務委託(北部ブロック)2第21号ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
221	290	2021年 9月15日	草刈作業指示書	開示	市長 都市計画課
	291			開示	市長 都市計画課
222	292	2021年 9月15日	JR福山駅北口の右手にある公衆トイレの設置又は改修、JRもしくは国鉄とのトイレ取り付けに関する文書	取下げ	市長 情報管理課
223	293	2021年 9月17日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改3-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
224	294	2021年 9月21日	住居番号設定整理簿・住居表示台帳(2021年1月1日~6月30日分)	部分開示 (2号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
225 ※	295	2021年 9月24日	旅館業営業許可取得済み施設一覧及び情報	取下げ	市長 生活衛生課
226	296	2021年 9月27日	福山市営住宅の消防設備点検実施報告書 (2021年度分)	不存在	市長 住宅課
227	297	2021年 9月28日	2021年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の福山市における回答結果集計	開示	教育委員会 学びづくり課
228	298	2021年 9月28日	新浜浄化センター跡地の杭の状況図及び詳細(杭の概要・深さなど)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
229	299	2021年 9月29日	福山市が任用した外部専門人材(デジタル)が所属する会社が、連携協定書にもとづき、従事終了後に提出した実績報告書と請求書	取下げ	市長 デジタル化推進室
230	300	2021年 9月30日	配水管布設工事(配整3-59)ほか3件の水道施設工事関係書一式	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
231 ※	301	2021年 9月30日	福山市下水道施工単価条件表・コード表 (2020年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
232 ※	302	2021年 10月1日	金入り設計書 排水施設整備工事(下御領地区)ほか 20件	開示	市長 神辺建設産業課
	303			開示	市長 道路整備課
	304			開示	市長 北部建設産業課
	305			開示	市長 農林整備課
	306			開示	市長 港湾河川課
	307			開示	教育委員会 施設課
	308			開示	市長 福山駅周辺再生 推進課
309	開示	市長 公園緑地課			
233 ※	310	2021年 10月1日	金入り設計書 佐波ポンプ所場内配管布設工事ほか15 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
234	311	2021年 10月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-88)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
235	312	2021年 10月5日	し尿くみとり確認票(2021年4,5月分)	部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
236	313	2021年 10月5日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-12)ほか17 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
237 ※	314	2021年 10月5日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改3-1)321第 21号ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
238	315	2021年 10月5日	戸籍関係請求書, 諸証明等申請書, 印鑑登録証明書交付申請書, 住民票の写し等請求書, 印鑑登録申請書, 住民異動届, パスポート発給申請書(10年, 5年用)の控え(2021年7月分)	不存在	市長 市民課
	316			部分開示 (2号)	市長 市民課
	317			部分開示 (2,3号)	市長 市民課
	318			部分開示 (2,3号)	市長 市民課
	319			部分開示 (2,3号)	市長 市民課
239	320	2021年 10月7日	福山市が策定した「福山市職員の感染予防のための業務計画」に関する執務体制に関する部署ごとの資料	開示	市長 人事課
240	321	2021年 10月7日	福山市役所本庁舎の課単位の執務面積と職員数(会計年度職員やアルバイト含む。2021年4月1日時点)又は福山市役所本庁舎の各階フロアごとに勤務する職員の密度が分かる資料	開示	市長 総務課
	322			開示	市長 人事課
	323			不存在	市長 人事課
241	324	2021年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法に基づく特定施設として届出がされている事業場についての資料</li> <li>・水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場又は特定施設として公共用水域への排水の届出がされている事業場についての資料</li> <li>・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等の届出をしている保管事業者及び所有事業者についての資料</li> </ul>	取下げ	市長 情報管理課
242 ※	325	2021年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福山市職員の報道機関の対応に関する取り決めマニュアル</li> <li>・取材を受けたあとの対応についてマニュアル</li> </ul>	開示	市長 情報発信課
243	326	2021年 10月11日	福山市市民活動総合補償制度について令和3年度契約の保険証券	部分開示 (3号)	市長 協働のまちづくり課
244 ※	327	2021年 10月11日	福山市内公立学校の「生徒指導規程」(2017年度～2021年度分)	開示	教育委員会 学びづくり課
245 ※	328	2021年 10月11日	金入り設計書 福山市瀬戸町瀬戸川住宅7-1他空室改修工事3623第21号ほか12件	開示	市長 営繕課
246	329	2021年 10月12日	下水道工事二次製品単価決定表(2020年8月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
247	330	2021年 10月13日	福山市自然研修センターの管理に関する2019年度指定管理料, 2020年5月29日までの差額金額返還した手続きの確認できる書類	部分開示 (3号)	市長 青少年・女性活躍推進課
248	331	2021年 10月14日	1つの物件の火災保険料が50万円以上の物件の資料	開示	市長 管財課
	332			不存在	教育委員会 施設課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
249	333	2021年 10月14日	金入り設計書 配水管布設工事(配改3-19)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
250 ※	334	2021年 10月15日	三之丸町地区優良建築物等整備事業内の 建設中・建設予定の建築物の概要・建築 確認書類・景観条例に基づく申請書類	取下げ	市長 福山駅周辺再生推進課 建築指導課 都市計画課
251	335	2021年 10月15日	公共用地使用・道路占用廃止届	部分開示 (2号)	市長 松永建設産業課
252	336	2021年 10月20日	消防設備の法定点検の委託契約関係書一 式(2021年度分)	部分開示 (3号)	市長 住宅課
253	337	2021年 10月20日	福山市市営住宅の水道メーター(個メー タ)を交換する一連の流れがわかる公文 書(2017年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 設備課
	不存在			市長 設備課	
254	339	2021年 10月20日	庁用自動車運転管理のガソリン給油支払 状況と車検・修理等のわかる公文書 (2020年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 北部市民サービス課
255	340	2021年 10月20日	計量票および廃棄物搬入届兼許可伝票 (2020年7月,10月,11月分)	部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
256 ※	341	2021年 10月21日	金入り設計書 福山市上下水道局庁舎冷暖房設備改修工 事ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
257 ※	342	2021年 10月21日	金入り設計書 (旧)福山市商業施設整備給排水衛生他 設備工事	開示	市長 設備課
258	343	2021年 10月22日	大型カルバート修繕工事(高屋川右岸幹 線1号函渠)の工事代金支払に更して配 当替えの終了を確認できる公文書	開示	市長 建設政策課
259 ※	344	2021年 10月22日	金入り設計書 福山市沼隈給食センター調理場設備整備 工事ほか12件	開示	教育委員会 施設課
260 ※	345	2021年 10月22日	金入り設計書 福山市立加茂中学校校舎改修冷暖房換気 設備工事ほか26件	開示	市長 設備課
	開示			市長 環境施設課	
	開示			市長 保育施設課	
261	348	2021年 10月25日	現金出納状況報告書(2021年7月分)	開示	市長 会計課
262	349	2021年 10月25日	建築リサイクル法関係届出通知書 建設工事に係る資源の再資源化等に関す る法律第11条の規定による申請書類一 式(2021年4月,5月分)	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
263	350	2021年 10月25日	道路改良工事(西町若松線外1路線・3- 1)契約書類	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
264	351	2021年 10月28日	福山市芦田川グラウンド・ゴルフ場の業 務委託締結書類(2021年度分)	部分開示 (3号)	市長 スポーツ振興課
265	352	2021年 10月28日	道路改良工事(福田96号線)契約書類	部分開示 (2,3号)	市長 北部建設産業課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
266	353	2021年 10月28日	道路改良工事（津之郷18号線・3-1） 関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 福山道路・幹線道路課
267	354	2021年 10月29日	排水設備等確認申請書受付簿（2020年 度分）	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
268	355	2021年 10月29日	土地使用貸借契約書	部分開示 (3号)	市長 高齢者支援課
269 ※	356	2021年 10月29日	金入り設計書 福山市能登原公民館冷暖房設備改修工事	開示	市長 設備課
270	357	2021年 10月29日	水道メーター取替業務委託の委託契約に 関する情報（2020年度分）	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
271	358	2021年 10月29日	水道メーター異動票（2020年度分）	部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	部分開示 (2号)			上下水道事業管理者 上下水道総務課	
	部分開示 (2号)			上下水道事業管理者 上下水道総務課	
272	361	2021年 11月1日	使用者一覧表（水道）のデータ	不開示 (3,6号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
273 ※	362	2021年 11月1日	金入り設計書 道路舗装工事（山手東手城幹線）ほか 16件	開示	市長 道路整備課
	363			開示	市長 神辺建設産業課
	364			開示	市長 北部建設産業課
	365			開示	市長 農林整備課
	366			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	367			開示	市長 福山駅周辺再生推進課
	368			開示	市長 港湾河川課
274 ※	369	2021年 11月1日	金入り設計書 配水管布設工事（配整3-61）ほか17 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	370			開示	市長 公園緑地課
275	371	2021年 11月2日	水呑町三新田区画整理事業計画の事業計 画変更書一式	取下げ	市長 都市計画課
276	372	2021年 11月4日	悪臭防止法に基づく指導，注意指導書	開示	市長 環境保全課
277	373	2021年 11月4日	一般・産業廃棄物収集運搬許可証手続に 関する新規・更新・変更手続の公文書 (2016年度～2020年度分)	取下げ	市長 廃棄物対策課
278	374	2021年 11月5日	産業廃棄物収集運搬許可証手続に関する 新規・更新・変更手続の公文書（2016 年度～2020年度分）	部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
279 ※	375	2021年 11月5日	金入り設計書 道路改良工事（金丸90号線）	開示	市長 北部建設産業課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
280	376	2021年 11月10日	福山市貸切バス事業者運行支援事業の事業継続支援奨励金申請の際取得している車検証の写し	不存在	市長 観光課
281	377	2021年 11月11日	水道メーター取替業務委託の委託契約に関する情報(2020年度分)	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	378			部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	379			部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
282	380	2021年 11月11日	排水設備確認申請書, 排水設備確認完了届(2020年7月分)	部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	381			部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
283	382	2021年 11月12日	一般消防消防費の支出命令書綴り(2021年3月15日~5月31日分)	部分開示 (3号)	市長 管財課
	383			部分開示 (2号)	市長 給与課
	384			部分開示 (2,3号)	市長 建設政策課
				市長 道路整備課	
	385			部分開示 (2,3号)	市長 危機管理防災課
	386			部分開示 (2,3号)	市長 消防担当総務課
	387			部分開示 (2,3号)	市長 消防担当警防課
284	388	2021年 11月12日	廃棄物搬入届兼許可伝票一覧表(毎日, 月別, 年間計)(2020, 2021年度分)	開示	市長 環境施設課
285	389	2021年 11月12日	三新田区画整理事業計画書6~9	開示	市長 都市計画課
286	390	2021年 11月16日	行政書士が行った戸籍謄本等, 住民票の職務上請求書(2016~2021年分)	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
	391			不存在	市長 市民課
287	392	2021年 11月16日	定期監査復命書, 定期監査資料(調査結果)(2020年度分)	部分開示 (2,3,6号)	監査委員 監査事務局
288	393	2021年 11月18日	現金出納状況報告書における件数と金額の内訳がわかる書類(2021年7月分)	開示	市長 市民課
289	394	2021年 11月18日	保育施設におけるICT化支援業務委託に関する各社企画提案書の写し・詳細な評価内容	部分開示 (3号)	市長 保育指導課
	395			不開示 (3号)	市長 保育指導課
290	396	2021年 11月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-22)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
291	397	2021年 11月19日	金入り設計書 重要文化財福山城筋鉄御門外壁漆喰壁修復他工事	開示	市長 文化振興課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
292	398	2021年 11月19日	会計課保管の戻入綴り・精算書綴り (2020年3月6日～5月31日分)	部分開示 (2号)	市長 秘書課
	399			部分開示 (2,3号)	市長 東京事務所
	400			部分開示 (2号)	市長 企画政策課
	401			開示	市長 財政課
	402			部分開示 (2号)	市長 税制課
	403			部分開示 (2号)	市長 納税課
	404			部分開示 (2,3号)	市長 人材育成課
	405			部分開示 (2,3号)	市長 給与課
	406			部分開示 (3号)	市長 情報管理課
	407			部分開示 (2,3号)	市長 産業振興課
	408			部分開示 (2号)	市長 企業誘致推進課
	409			部分開示 (2,3号)	市長 農林水産課
	410			部分開示 (3号)	市長 観光課
	411			部分開示 (2,3号)	市長 文化振興課
	412			部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
	413			部分開示 (2,3号)	市長 福祉総務課
	414			部分開示 (2,3号)	市長 障がい福祉課
	415			部分開示 (2,3号)	市長 生活福祉課
	416			部分開示 (2,3号)	市長 高齢者支援課
	417			部分開示 (2,3号)	市長 介護保険課
	418			開示	市長 保健部総務課
	419			部分開示 (2号)	市長 保健予防課
420	部分開示 (2号)	市長 生活衛生課			
421	部分開示 (2,3号)	市長 健康推進課			
422	部分開示 (2,4号)	市長 ネウボラ推進課			

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
292	423	2021年 11月19日	会計課保管の戻入綴り・精算書綴り (2020年3月6日～5月31日分)	部分開示 (2,3号)	市長 保育施設課
	424			開示	市長 まちづくり総務課
	425			部分開示 (2,3号)	市長 人権・生涯学習課
	426			部分開示 (2,3号)	市長 協働のまちづくり課
	427			部分開示 (3号)	市長 スポーツ振興課
	428			部分開示 (2,3号)	市長 青少年・女性活躍推進課
	429			部分開示 (2,3号)	市長 中部地域振興課
	430			部分開示 (2,3号)	市長 南部地域振興課
	431			部分開示 (2,3号)	市長 市民生活課
	432			部分開示 (2号)	市長 市民課
	433			開示	市長 保険年金課
	434			部分開示 (2号)	市長 保険年金課
	435			部分開示 (2号)	市長 沼隈支所
	436			部分開示 (2,3号)	市長 松永地域振興課
	437			部分開示 (2,3号)	市長 北部地域振興課
	438			部分開示 (2,3号)	市長 東部地域振興課
	439			部分開示 (2号)	市長 東部保健福祉課
	440			部分開示 (2,3号)	市長 神辺地域振興課
	441			部分開示 (3号)	市長 神辺建設産業課
	442			部分開示 (3号)	市長 建設政策課
443	開示	市長 土木管理課			
444	部分開示 (2号)	市長 道路整備課			
445	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課			
446	部分開示 (2,3号)	市長 沼隈建設産業課			
447	部分開示 (3号)	市長 都市交通課			

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
292	448	2021年 11月19日	会計課保管の戻入綴り・精算書綴り (2020年3月6日～5月31日分)	開示	市長 公園緑地課
	449			部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
	450			部分開示 (2,3号)	市長 消防担当総務課
	451			部分開示 (2号)	議会 議会庶務課
	452			部分開示 (2,3号)	教育委員会 教育総務課
	453			部分開示 (2,3号)	教育委員会 学校再編推進室
	454			部分開示 (2,3号)	教育委員会 学事課
					教育委員会 学びづくり課
	455			部分開示 (3号)	教育委員会 学校保健課
	456			部分開示 (2号)	教育委員会 福山中学校・高等学校
	457			部分開示 (2号)	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
	458			部分開示 (2,3号)	地方独立行政法人 福山市立大学総務課
293	459	2021年 11月19日	歳出予算配当替えに関する書類(2020, 2021年度分)	開示	市長 財政課
294	460	2021年 11月19日	廃棄物許可伝票一覧表, 未使用を返納の 場合返納がわかる書類, 許可伝票 (2020, 2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 観光課
295	461	2021年 11月19日	修繕負担行為関係書(2020, 2021年度 分)	部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
	462			部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
296	463	2021年 11月19日	ため池に関する維持修繕工事(2020年 度分)	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課
297	464	2021年 11月19日	金入り設計書 配水管布設工事(配整2-72)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
298	465	2021年 11月22日	建設工事に係る資材の再資源化等に関す る法律第10条第1項の規定による解体 等の届出書(様式第1号)(2020, 2021 年度分)	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
299	466	2021年 11月24日	福山市の職員章に係る起案	開示	市長 総務課
	467			開示	市長 人事課
	468			部分開示 (2号)	市長 人事課
300 ○	469	2021年 11月24日	福山市の職員章に係る起案	開示	市長 総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
301	470	2021年 11月24日	福山市所有の財産に関する保険契約内容	開示	市長 管財課
302	471	2021年 11月25日	金入り設計書 配水管布設工事(配改3-2)ほか28件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
303	472	2021年 11月29日	金入り設計書 福山市瀬戸町瀬戸川住宅3・4号棟給水 設備改修工事ほか2件	開示	市長 設備課
	473			開示	市長 農林整備課
304	474	2021年 11月29日	金入り設計書・見積比較表 道路排水ポンプ更新工事(御幸187号 線)ほか2件	開示	市長 道路整備課
	475			開示	市長 松永建設産業課
305	476	2021年 11月29日	福山メモリアルパークバスケットコート 整備工事関係書一式	部分開示 (2,3号)	市長 公園緑地課
306 ※	477	2021年 12月1日	金入り設計書 道路舗装工事(倉光江良5号線)ほか 12件	開示	市長 公園緑地課
	478			開示	市長 北部建設産業課
	479			開示	市長 川南まちづくり課
	480			開示	市長 港湾河川課
	481			開示	市長 沼隈建設産業課
	482			開示	市長 農林整備課
	483			開示	市長 道路整備課
307 ※	484	2021年 12月1日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(3-2)ほか 17件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	485			開示	市長 公園緑地課
308	486	2021年 12月2日	金入り設計書 令和3年度福山市竹ヶ端運動公園庭球場 屋根他新築工事に伴う地質調査委託	取下げ	市長 営繕課
309	487	2021年 12月2日	備後圏福山水呑三新田区画整理事業審議 会協議会を初期立ち上げからの全記録	部分開示 (2,5号)	市長 都市計画課
310	488	2021年 12月2日	備後県都市計画土地区画整理事業決定図 書(水呑三新田土地区画整理事業)(広 島県知事決定)1991年9月30日広島県 告示第1070号	部分開示 (2,3,6号)	市長 都市計画課
311	489	2021年 12月3日	廃棄物搬入届兼許可伝票(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 福山駅周辺再生推進課
312	490	2021年 12月3日	産業廃棄物収集運搬に関する新規,更 新,廃止,変更の手続による申請から許 可,変更,廃止までの公文書(2016年 度分)	部分開示 (2,3号)	市長 廃棄物対策課
	491			不存在	市長 廃棄物対策課
313	492	2021年 12月3日	廃棄物搬入届兼許可伝票(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 土木管理課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
314	493	2021年 12月6日	振込不能時の再振込依頼書の全て(2020年度分)	不存在	市長 介護保険課
	494			部分開示 (2号)	市長 介護保険課
	495			部分開示 (2号)	市長 介護保険課
315 ※	496	2021年 12月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-55)ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
316	497	2021年 12月6日	福山市役所と取引のある車両で積載量オーバーをした該当車両を確認できる書類(2016~2020年度分)	拒否	市長 情報管理課
317	498	2021年 12月7日	2021年度に福山市が契約している建物総合損害共済委託契約のうち、1つの建物の保険料(分担金)が20万円以上の物件の資料	開示	市長 管財課
	499			不存在	教育委員会 施設課
318	500	2021年 12月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDO補佐官任用にあたり、所属企業が給与及び経費の金額を支出することとなった経緯が分かる資料</li> <li>・委託してCDOを公募することとなった経緯が分かる資料</li> <li>・CDO及びCDO補佐官から意見を聴取したときの協議録・議事録など助言・支援を受けた内容が分かる資料</li> <li>・連携協定書における関係会社に連携事項を実施させた事実があれば、その記録</li> <li>・情報化推進委員会の議事録</li> </ul>	開示	市長 ICT推進課
					市長 デジタル化推進室
	501			不存在	市長 ICT推進課
					市長 デジタル化推進室
319	502	2021年 12月8日	金入り設計書 栗林池改良工事	開示	市長 農林整備課
320	503	2021年 12月8日	金入り設計書 漁港改修工事(福山漁港(田尻地区)沖新涯防波堤)	開示	市長 港湾河川課
321	504	2021年 12月9日	フードバンク事業の一環でフードドライブの実験をした結果(2021年10月分)	開示	市長 環境啓発課
322	505	2021年 12月14日	歳出予算差引整理簿, 工事契約一件, 委託契約一件(2020年度分)	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 会計課
	506			不存在	市長 会計課
323	507	2021年 12月14日	歳出予算差引整理簿, 工事契約一件, 委託契約一件(2020年度分)	不存在	教育委員会 教育総務課
	508			部分開示 (2号)	教育委員会 教育総務課
	509			部分開示 (2, 3, 6号)	教育委員会 教育総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
324	510	2021年 12月14日	歳出予算差引整理簿, 工事契約一件, 委託契約一件 (2020年度分)	拒否	病院事業管理者 市民病院管理課
	511			不存在	病院事業管理者 市民病院管理課
	512			部分開示 (2, 3, 6号)	病院事業管理者 市民病院管理課
	513			部分開示 (2, 3, 6号)	病院事業管理者 市民病院管理課
	514			部分開示 (2, 3, 6号)	病院事業管理者 市民病院管理課
	515			部分開示 (2, 3号)	病院事業管理者 市民病院管理課
325	516	2021年 12月15日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 計量票 (2020年4月分)	部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
326	517	2021年 12月15日	河川改修工事 (道三川) 関係書一式	部分開示 (2, 3号)	市長 港湾河川課
327	518	2021年 12月15日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 計量票 (2020, 2021年度分)	部分開示 (2号)	教育委員会 施設課
328	519	2021年 12月15日	ふるさと福山学生応援パックの受付状況 (2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 産業振興課
	520			不存在	市長 産業振興課
329	521	2021年 12月15日	廃棄物搬入届兼許可伝票, 計量票 (2020, 2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 管財課
330 ※	522	2021年 12月15日	食品営業施設一覧データの営業許可・届出及び廃業情報	取下げ	市長 生活衛生課
331	523	2021年 12月17日	金入り設計書 佐波ポンプ所電気設備取替工事ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
332	524	2021年 12月22日	福山沼隈道路改良工事に係る起案を含む資料	部分開示 (3号)	市長 福山道路・幹線道路課
333	525	2021年 12月22日	鞆松永線道路改良工事 (仮称) 鞆トンネル事業に係る起案を含む資料	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 港湾河川課
334	526	2021年 12月22日	金入り設計書 配水管布設工事 (配改3-19) ほか13件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
335	527	2021年 12月22日	2001年度備後圏都市計画用途地域の変更 (福山市決定) 2002年2月18日福山市広告第37号全部	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
336	528	2021年 12月23日	金入り設計書 谷池改良工事	開示	市長 農林整備課
337 ※	529	2021年 12月24日	金入り設計書 戸手ポンプ場ポンプ設備工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
338 ※	530	2021年 12月27日	金入り設計書 吉野山公園除草業務委託ほか11件	開示	市長 公園緑地課
	531			開示	市長 福山駅周辺再生推進課
	532			開示	市長 川南まちづくり課
	533			開示	市長 農林整備課
	534			開示	市長 港湾河川課
	535			開示	市長 北部建設産業課
	536			開示	市長 神辺建設産業課
	537			開示	市長 道路整備課
339 ※	538	2021年 12月27日	金入り設計書 下水道施設改築工事(3-8)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
340 ※	539	2022年 1月4日	・福山城北面に関する鉄板張りについて、ガルバリウム鋼板と決まった経緯が分かる資料 ・鉄板張りの記者会見で「ガルバリウム鋼板か」との記者の質問に対し、「鉄板」と回答したその後の内部協議資料 ・福山城に関し2021年度中に文化庁に提出した資料	開示	市長 文化振興課
	540			不存在	市長 文化振興課
341 ※	541	2022年 1月4日	・福山市の文化施設、文化振興課が関わる寄附、寄託に関する資料(2021年3月以降分) ・伏見櫓国宝化調査に関する報道対応連絡票	部分開示 (2号)	市長 文化振興課
342 ○	542	2022年 1月4日	・平櫛田中生誕150年を迎えるため、田中と市長や市側がやりとりした記録 ・1966年の福山城再建に当たり市側と水野家、阿部家とやりとりした書簡や記録資料	不存在	市長 文化振興課
343	543	2022年 1月5日	金入り設計書 八反田池改良工事	開示	市長 神辺建設産業課
344	544	2022年 1月5日	金入り設計書 雨水貯留施設整備工事(正藤池)	開示	市長 神辺建設産業課
345 ※	545	2022年 1月5日	医療業の施設一覧及び営業許可・届出を出している全施設の情報	取下げ	市長 保健部総務課
346 ※	546	2022年 1月6日	金入り設計書 岡田池廃止工事	開示	市長 北部建設産業課
347 ※	547	2022年 1月6日	食品営業許可を取得した施設の一覧及び情報(2021年7月1日～12月31日)	取下げ	市長 生活衛生課
348	548	2022年 1月11日	道路調査書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
349	549	2022年 1月13日	金額入り設計書 通学路整備工事(西学区外5学区)	開示	市長 道路整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
350	550	2022年 1月14日	平成4, 6, 8年備後圏都市計画用途地域の変更(図書)水呑三新田土地区画整理事業区域内に係る, 区域区分及び用途地域の変更図書(市街化調整区域から市街化区域に編入した時のもの)	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
351	551	2022年 1月17日	情報管理課で検討された「文書の保存年限の見直しについて」の書類関係全て	開示	市長 情報管理課
	552			開示	市長 総務課
352	553	2022年 1月17日	「文書の保存年限の見直しについて(通知)」永年を廃止し30年とする決定に至るまでの情報	開示	市長 情報管理課
	554			開示	市長 総務課
	555			不存在	教育委員会 教育総務課
	556			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
353	557	2022年 1月17日	上水道工事(配水管工事)の工事積算単価一覧(受入費 Ms 再資源化(単位m <sup>3</sup> ))	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
354	558	2022年 1月17日	金入り設計書 佐波ポンプ所電気設備取替工事ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
355	559	2022年 1月18日	福山市グリーンスローモビリティ交通ぐるぐる号, きてきて号, グリスロタクシー, グリスロバス使用車両全車両一覧表, 車検証写し, 仕様書	開示	市長 都市交通課
	560			部分開示 (3, 6号)	市長 都市交通課
	561			不存在	市長 都市交通課
356	562	2022年 1月18日	福山市営住宅居室以外の共用部分の修理工事の修繕執行情報(2018年度分)	部分開示 (2, 3号)	市長 住宅課
357	563	2022年 1月19日	IC旅券交付窓口端末機リース契約一件の関係書一式(2021年度分)	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 市民課
358	564	2022年 1月19日	歳出予算差引整理簿, 委託契約一件, 工事契約一件(2020年度分)	部分開示 (2, 3号)	市長 市民生活課
	565			不存在	市長 市民生活課
359 ※	566	2022年 1月19日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-60)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
360	567	2022年 1月20日	申請日2020年7月1日~31日排水設備管理システムの排水設備・融資あっせんリスト	部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
361	568	2022年 1月21日	金入り設計書 排水施設整備工事(上山守地区)土木	開示	市長 北部建設産業課
362	569	2022年 1月21日	工事(上下水含む)のMS殻受入費見積結果一覧表, 単価一覧, 会社名金額の判る資料	開示	市長 道路整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
363	570	2022年 1月21日	戸籍関係請求書, 諸証明等申請書, 印鑑登録証明書交付申請書, 住民票の写し等請求書, 印鑑登録申請書の無料分(2021年7月分)	部分開示 (2号)	市長 市民課
	571			部分開示 (2,3号)	市長 市民課
364 ※	572	2022年 1月24日	平楡田中に関する資料, 本人の成績簿, 本人とのやりとりなどの資料	取下げ	教育委員会 教育総務課
365	573	2022年 1月26日	違反転用に対する措置に関する資料	不存在	農業委員会 農業委員会事務局
366	574	2022年 1月27日	金入り設計書 道路災害復旧工事(上山南23号線)ほか1件	開示	市長 沼隈建設産業課
	575			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
367	576	2022年 1月28日	開発許可申請書類	部分開示 (2,3号)	市長 開発指導課
368	577	2022年 1月28日	農地転用後の工事進捗状況について(報告)	部分開示 (3号)	農業委員会 農業委員会事務局北部出張所
369 ※	578	2022年 1月28日	最新の住居表示台帳と街区見取り図	開示	市長 市民課
370	579	2022年 1月31日	見積比較表 通学路整備工事ほか3件	開示	市長 道路整備課
371 ※	580	2022年 1月31日	金入り設計書 福山城公園大型バス駐車場整備工事ほか7件	開示	市長 福山駅周辺再生推進課
	581			開示	市長 道路整備課
	582			開示	市長 松永建設産業課
	583			開示	市長 川南まちづくり課
	584			開示	市長 公園緑地課
372 ※	585	2022年 1月31日	金入り設計書一式 円形管理設工事(流関3-42)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
373 ※	586	2022年 1月31日	金入り設計書一式舗装復旧工事(福山Aブロック)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
374	587	2022年 2月1日	金入り契約書一式・入札書類一式 2021年(令和3年度)新型コロナウイルス感染症患者等移送業務	部分開示 (3号)	市長 保健部総務課
375	588	2022年 2月4日	国民健康保険の決算剰余金の内訳がわかる資料	取下げ	市長 保険年金課
376	589	2022年 2月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-30)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
377 ※	590	2022年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜処理場の解体後、地下工作物を残置することについての廃棄物処理法上の解釈について廃棄物担当課と施設所管課とで打ち合わせた際の聞取票、打合せ記録</li> <li>・新浜処理場跡地の杭の残置図及び杭を抜いた際の周辺地域への影響を調べた際の調査結果</li> <li>・新浜処理場跡地を地下工作物の取扱いについて、顧問弁護士と行った際の聞取票や打合せ記録、報告書等すべて</li> <li>・新浜処理場の跡地利用や売却要望に対する処理方針等で市長・副市長へ報告した際のメモ・資料・報告書等を含む起案文書</li> </ul>	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	591			部分開示 (2, 5, 6号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	592			部分開示 (2, 5, 6号)	市長 総務課
	593			部分開示 (2, 5, 6号)	市長 廃棄物対策課
378	594	2022年 2月8日	金入り設計書 道路改良工事（南松永松永幹線）（その2）ほか3件	開示	市長 松永建設産業課
	595			開示	市長 営繕課
	596			開示	市長 公園緑地課
379	597	2022年 2月9日	金入り設計書 配水管布設工事（配改3-20）	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
380	598	2022年 2月14日	福山市議会に対して、2021年に提出された陳情書及び関係書一式	部分開示 (2, 3号)	議会 議事調査課
381	599	2022年 2月17日	建築図面 （仮称）ふたば・法成寺統合保育所新築工事ほか1件	開示	市長 営繕課
382	600	2022年 2月18日	建築図面 福山市立川口保育所改築工事	開示	市長 営繕課
383	601	2022年 2月21日	住居番号設定整理簿・住居表示台帳 （2021年7月1日～12月31日分）	部分開示 (2号)	市長 市民課
384 ※	602	2022年 2月28日	金入り設計書 道路舗装工事（今津南松永幹線）ほか3件	開示	市長 松永建設産業課
	603			開示	市長 北部建設産業課
385 ※	604	2022年 2月28日	金入り設計書 マンホール床版取替工事（明王台佐波幹線）ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
386 ※	605	2022年 3月1日	コンテンツマネジメントシステムの履歴 （更新日が2019年11月16日～12月7日の期間のもの）	取下げ	市長 情報発信課
387	606	2022年 3月7日	金入り設計書 下水道管渠耐震化工事（3-1）ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
388	607	2022年 3月7日	境界確認資料	部分開示 (2, 3号)	市長 人権・生涯学習課
389	608	2022年 3月11日	金入り設計書 配水管布設工事（配整3-48）ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
390	609	2022年 3月11日	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議に伴う起案を含む資料	開示	議会 議事調査課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
391 ※	610	2022年 3月14日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-63)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
392	611	2022年 3月17日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書(様式第1号)(2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
393	612	2022年 3月17日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-44)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
394	613	2022年 3月22日	金入り設計書福山市蔵王雨水幹線建設工事ほか1件	不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
395 ※	614	2022年 3月22日	工場立地法に基づく特定工場の届出書	取下げ	市長 企業誘致推進課
396	615	2022年 3月22日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(3-2)ほか35件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
397	616	2022年 3月23日	換地計画許可申請書(全2-1), 評価委員会資料, 諮問第1号・答申第1号指数1個当たりの単価について	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
398 ※	617	2022年 3月25日	公募型プロポーザル福山市LED街路灯整備事業者の募集における最優秀提案者が提出した提案書	不開示 (3号)	市長 土木管理課
399 ※	618	2022年 3月28日	旧リム・ふくやまについて ・エレベーター・エスカレーターの仕様書, 設計図, 構造, 保守点検契約について記されたもの ・館内エスカレーター頭上で流されていた注意喚起アナウンスに係る仕様, 構造など記されているもの ・旧所有者から継承された施設の関連文書(ホームページ上で公開されていないもの) ・館内の図面庫に残されている往年の賑わいが見える写真	部分開示 (2号)	市長 福山駅周辺再生推進課
	619			開示	市長 福山駅周辺再生推進課
	620			不存在	市長 福山駅周辺再生推進課
400	621	2022年 3月28日	金入り設計書 北吉津線No.3, No.4区域街路樹維持管理業務委託ほか5件	開示	市長 営繕課
	622			開示	市長 公園緑地課
401 ※	623	2022年 3月29日	2019年11月29日に福山市ホームページに公開された「除外理由見直し実施時期の延期について」の内容データ	開示	市長 農業振興課
402	624	2022年 3月30日	金入り設計書 排水施設ポンプ設備工事(入江ポンプ場)	開示	市長 松永建設産業課
403	625	2022年 3月30日	金入り設計書 戸手ポンプ場ポンプ設備工事ほか2件	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
404 ※	626	2022年 3月31日	金入り設計書 向イ農道改良工事（ゼロ市債）ほか8件	開示	市長 農林整備課
	627			開示	市長 北部建設産業課
	628			開示	市長 川南まちづくり課
	629			開示	市長 道路整備課
	630			開示	市長 神辺建設産業課
	631			開示	市長 松永建設産業課
405 ※	632	2022年 3月31日	金入り設計書 円形管理設工事（流関3-46）ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

- ・ 請求件数の※は電子申請，○は申出です。
- ・ 2021年度（令和3年度）の電子申請は97件，申出は2件です。

## 2 福山市情報公開審査会の運営状況

### (1) 福山市情報公開審査会

審査会は、公文書の開示決定等又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されたものです。条例第21条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、決定その他の措置を講じることになります。

2020年度（令和2年度）に審査請求があった5件のうち、既に認容して開示した1件及び不適法として却下した1件のほか、審査・調査中であった3件のうち2件は原処分を取り消すべきとの答申を得て不存在及び部分開示決定とし、1件は原処分妥当との答申を得て棄却しました。

2021年度（令和3年度）は、審査請求が4件ありましたが、そのうち2件が原処分妥当との答申を得て棄却し、1件は不適法として却下し、1件は請求を認容して部分開示決定としました。

### (2) 福山市情報公開審査会の開催状況

開催年月日	内容
2021年(令和3年)4月14日	・土木管理課に提出された審査請求の審議
2021年(令和3年)4月19日	・学校再編推進室の答申案の審議
2021年(令和3年)5月14日	・人事課に提出された審査請求の審議 ・土木管理課の答申案の審議 ・学校再編推進室の答申案の審議
2021年(令和3年)6月28日	・学校再編推進室の答申案の審議 ・土木管理課の答申案の審議
2021年(令和3年)8月18日	・農業委員会事務局に提出された審査請求の審議 ・人事課の答申案の審議
2021年(令和3年)10月18日	・人事課の答申案の審議 ・農業委員会事務局の答申案の審議
2021年(令和3年)11月15日	・人事課の答申案の審議 ・農業委員会事務局の答申案の審議
2021年(令和3年)12月21日	・固定資産評価審査委員会に提出された審査請求の諮問取下げについて ・人事課の答申案の審議 ・農業委員会事務局の答申案の審議

### (3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
1	申立 諮問 答申 決定	1995. 6. 5 1995. 6. 20 1995. 12. 19 1996. 1. 16	政策調整会議における審議経過等についての拒否決定	市長	一部を除き公開すべき(答申第1号)	一部変更	
2	申立 諮問 答申 決定	1996. 7. 23 1996. 7. 31 1997. 3. 25 1997. 3. 27	(仮称)多治米南土地地区画整理事業B調査(前半)報告書についての一部承諾決定	市長	原処分妥当(答申第2号)	棄却	
3	申立 諮問 取下げ	1999. 10. 1 1999. 10. 5 1999. 11. 16	道路台帳平面図についての一部承諾決定	市長			是正措置を講じたため
4	申立 諮問 答申 決定	1999. 11. 26 1999. 11. 30 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長, 助役, 収入役, 東京事務所長の交際費(相手方明記)についての一部承諾決定	市長	原処分妥当(答申第3号)	棄却	
5	申立 諮問 答申 決定	1999. 12. 2 1999. 12. 8 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長, 助役, 収入役, 東京事務所長の公務関係の交際費支出についての一部承諾決定	市長			
6	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2000. 6. 28	福山道路・西環状線環境評価準備書に係る市長意見についての一部承諾決定	市長			2000. 6. 19 対象公文書の公開
7	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2001. 3. 5	福山道路・西環状線環境評価準備書に関する県からの意見の概要と福山道路の見解書についての一部承諾決定	市長			2001. 1. 17 対象公文書の公開
8	申立 諮問 答申 決定	2001. 4. 24 2001. 4. 26 2001. 9. 6 2001. 9. 17	教職員の行政処分に関する公文書についての一部承諾決定	教育委員会	一部を除き公開すべき(答申第4号)	一部変更	
9	申立 却下	2007. 4. 19 2007. 5. 25	建築計画概要書について公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため



	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
10	申立 諮問 取下げ	2008. 5. 16 2008. 6. 5 2008. 7. 22	福山駅前広場整備に伴う福山城外堀遺構の取扱いに関する国との協議内容についての公文書部分開示決定	教育委員会			2008. 7. 22 対象公文書の開示
11	申立 諮問 答申 決定	2008. 5. 23 2008. 6. 10 2008. 10. 10 2008. 10. 20	芦田町ほ場整備事業に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第5号)	棄 却	
12	申立 取下げ	2008. 5. 23 2008. 5. 26	ほ場整備区域内で施工された市道の用地買収に関する公文書部分開示決定	市長			不要な情報まで開示したとの申立て
13	申立 諮問 答申 決定	2009. 6. 3 2009. 6. 22 2009. 10. 2 2009. 10. 13	平成 19 年 8 月吉日に提出された「事前指導申請について(依頼)」の開示された書類の未開示部分に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄 却	
14	申立 諮問 答申 決定	2010. 1. 28 2010. 2. 23 2010. 8. 26 2010. 9. 21	輻に関する伝建・重文等に関わる文化庁及び広島県と協議した報告文書及び資料に関する公文書部分開示決定	教育委員会	不 開 示 部 分 の 一 部 を 除 き 妥 当 (答申第7号)	一部変更	
15	申立 諮問 答申 決定	2010. 5. 24 2010. 7. 22 2011. 4. 15 2011. 5. 9	同道地区ほ場整備工事の法的根拠, このほ場整備工事による(B/C)に関する公文書不存在決定	市長	公文書不 存在決定の 取り消し (答申第9号)	決定の 取り消し	
16	申立 諮問 答申 決定	2010. 8. 30 2010. 9. 14 2011. 2. 24 2011. 3. 10	北部建設産業課内の人事異動に伴う事務引継書に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第8号)	棄 却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
17	申立 決定	2012. 5. 10 2012. 7. 6	・ 広島県大学図書館協議会総会への出席(復命)に関する部分開示決定 ・ 同協議会に福山市立大学附属図書館が加盟した資料と同協議会協議会より入手した資料	市長		開示等	2012. 7. 6 開示決定等の取消し及び対象文書の開示
18	申立 決定	2012. 7. 2 2012. 12. 25	平成 17 年 6 月定例市議会で執行後報告された「市立〇〇中学校においての体罰行為に対する損害賠償」を不開示とした決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決定を追加して決定
19	申立 決定	2012. 7. 10 2012. 11. 12	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所を危険な区域として、建設政策課が保有する資料を不開示とした決定	市長		開示	2012. 11. 12 対象文書の全部開示
20	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 10 2012. 10. 4 2013. 1. 16 2013. 1. 29	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所で、以前の土砂災害を含めた資料に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第10号)	棄却	
21	申立 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25	平成 4 年 3 月定例市議会において執行後報告された「遠足中の児童の負傷事故 1 件」を不開示とした決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決定を追加して決定
	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25 2013. 4. 24 2013. 5. 9	平成 16 年 5 月臨時市議会において、執行後報告された交通事故の記載等に関する対象文書の部分開示決定等	市長	原処分妥当 (答申第11号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立	答申決定					
22	2013.4.24 2013.5.22 2014.3.27 2014.6.30	保健部総務課が行った診療所立入検査関係書についての部分開示決定	市長	一部開示すべき (答申第12号)	一部変更		
23	2013.5.13 2013.5.27	〇〇さんと〇〇さんの保育所入所手続に関する書面についての公文書存否応答拒否決定	市長		却下		
24	2013.10.29 2013.12.9	路上放置自転車に関する公文書についての公文書不存在決定	市長		部分開示	2013.12.9 不存在決定を取消し対象文書の部分開示決定	
25	2013.12.5 2014.1.31 2014.3.7	福山市内の小学2年生と小学5年生の少女誘拐事件の資料の公文書部分開示決定	教育委員会				
26	2014.1.10 2014.2.7 2014.8.25 2014.9.26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第13号)	棄却		
27	2014.1.16 2014.2.7 2014.8.25 2014.9.26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第14号)	棄却		
28	2014.3.6 2014.3.7	福山市ホームページに関する公文書不存在決定	市長				
29	2014.8.7 2014.10.1	財務関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更		
30	2014.8.11 2014.9.16 2015.2.20 2015.4.30	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	教育委員会	一部開示すべき (答申第15号)	原決定の一部変更		
31	2014.8.28 2014.12.24	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更		
	2014.8.28 2014.12.24 2015.1.21	出納員収納事務に関する公文書不存在決定	市長				

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
32	申立決定	2014.9.2 2014.10.28	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
	申立決定	2014.9.2 2014.10.28	出納員収納事務に関する不存在決定	市長		開示	
33	申立取下げ	2014.9.3 2014.9.9	高額医療費申請書に関する公文書部分開示決定	市長			
34	申立決定	2014.9.3	出納員収納事務に関する部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
35	申立決定	2014.9.12 2014.10.28	OCR納付書, OCR領収書, 原符, 及び現金取扱領収証書に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
36	申立決定	2014.9.30 2014.10.29	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
37	申立諮問取下げ	2014.10.1 2015.1.6 2015.1.21	現金出納状況報告書とOCR納付書とOCR領収証書に関する公文書不存在決定	市長			
38	申立諮問答申決定	2014.11.4 2014.12.4 2015.9.18 2015.12.2	福山市商業施設の委託事業者を選定するプロポーザルの提案書に関する部分開示決定	市長	一部開示すべき (答申第16号)	原決定の一部変更	
39	申立裁決	2014.11.19 2017.9.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
40	申立決定	2014.11.21 2014.12.22	配水管布設工事書類に関する公文書部分開示決定	上下水道事業管理者		原決定の一部変更	
41	申立裁決	2014.12.2 2017.9.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
42	申立決定	2014.12.22 2015.1.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立	答申					
43	諮問 答申 裁決	2015.1.21 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	出納員収納事務に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
44	申立 諮問 答申 裁決	2015.2.20 2018.1.12 2018.5.24 2018.6.28	地籍図面に関する 公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第20号)	棄却	
45	申立 諮問 答申 裁決	2015.3.24 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿の公文 書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の 一部変更	
46	申立 取下げ	2015.6.9 2015.6.24	前渡金出納簿に関 する公文書不 存在決定	市長			
47	申立 取下げ	2015.6.10 2015.7.8	前渡金出納簿に関 する公文書不 存在決定	市長			
48	申立 諮問 答申 裁決	2015.7.1 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿に関す る公文書不開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の 一部変更	
49	申立 諮問 裁決	2015.8.11 2017.10.20 2017.11.14	財務関係簿冊に関 する公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
50	申立 決定	2015.8.26 2015.9.27	法人名に関する公 文書部分開示決定	市長		原決定の 一部変更	
51	申立 諮問 答申 裁決	2015.9.8 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	現金取扱領収書に 関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
52	申立 取下げ	2015.9.14 2016.9.21	納付書に関する公 文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者			
53	申立 補正 裁決	2015.9.15 2017.10.4 2017.10.25	支払明細に関する 公文書部分開示決 定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
54	申立 決定	2015.9.29 2015.10.28	領収済通知書に関 する公文書部分開 示決定	市長		原決定の 一部変更	
55	申立 裁決	2015.12.11 2017.11.1	申請書に関する公 文書不 存在決定	市長		開示	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
56	申立 取下げ	2016. 5. 2 2016. 6. 6	現金取扱員に関する公文書部分開示決定	市長			
57	申立 諮問 答申 裁決	2016. 5. 25 2018. 3. 13 2018. 5. 24 2018. 6. 21	生活保護手帳に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第21号)	棄却	
58	審査 裁決	2016. 7. 7 2017. 9. 22	税・税外収入整理表に関する公文書不存在決定	市長		開示	
59	審査 補正 裁決	2016. 7. 21 2017. 8. 31 2017. 9. 27	工事書類に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
60	審査 諮問 答申 裁決	2016. 9. 15 2017. 10. 19 2018. 2. 15 2018. 6. 8	法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
61	審査 補正 裁決	2016. 9. 16 2017. 12. 5 2017. 12. 27	法人名、金額に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
62	審査 諮問 答申 裁決	2016. 9. 21 2017. 10. 13 2017. 11. 20 2018. 1. 22	領収書に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第17号)	棄却	
63	審査 裁決	2016. 10. 19 2017. 12. 27	業務委託実施設計書に関する公文書部分開示決定	教育委員会		開示	
64	審査 諮問 答申 裁決	2017. 1. 13 2017. 10. 19 2018. 2. 15 2018. 6. 8	個人名、法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
65	審査 補正 裁決	2017. 1. 27 2017. 9. 8 2017. 10. 11	個人名、法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
66	審査 補正 裁決	2017. 1. 30 2017. 9. 8 2017. 10. 2	法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
67	審査 補正 裁決	2017. 3. 2 2017. 9. 8 2017. 10. 2	設計書に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
68	審査 諮問 答申 裁決	2017. 3. 8 2017. 10. 17 2017. 12. 21 2018. 1. 23	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	選挙管理 委員会	原処分妥当 (答申第18号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	審査 補正 裁決	年月日					
69	審査 補正 裁決	2017. 4. 21 2018. 3. 1 2018. 3. 20	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
70	審査 補正 裁決	2017. 4. 24 2017. 12. 22 2018. 2. 16	原本と写しの不開示部分の相違	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
71	審査 補正 裁決	2017. 5. 11 2017. 11. 14 2017. 11. 29	再振込依頼書に関する公文書不存在決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
72	審査 補正 裁決	2017. 5. 12 2018. 3. 1 2018. 3. 20	個人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
73	審査 補正 裁決	2017. 5. 16 2017. 12. 5 2017. 12. 27	個人名, 法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
74	審査 補正 裁決	2017. 5. 18 2017. 11. 14 2017. 12. 6	法人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
75	審査 諮問 答申 裁決	2018. 6. 15 2018. 8. 17 2019. 4. 25 2019. 6. 6	医療事故報告に関する公文書不開示決定	病院事業 管理者	一部開示 すべき (答申第24号)	部分開示	
76	審査 却下	2019. 9. 27 2019. 10. 30	消防組合に関する公文書開示請求拒否決定	市長		却下	審査請求の期限を超過
77	審査 諮問 答申 裁決	2020. 1. 6 2020. 2. 18 2020. 8. 5 2020. 8. 19	地域防災計画に関する公文書部分開示決定	市長	開示すべき (答申第25号)	開示	
78	審査 決定 裁決	2020. 2. 17 2020. 2. 27 2020. 6. 11	話し合いの資料に関する公文書不存在決定	教育委員会		取消して 部分開示 却下	補正にも取下げにも応じなかったため
79	審査 補正 裁決	2020. 2. 17 2020. 3. 2 2020. 6. 11	アンケートに関する公文書不開示決定	教育委員会		却下	必要な補正がなされなかったため
80	審査 補正 裁決	2020. 3. 2 2020. 4. 8 2020. 7. 10	話し合いの資料に関する公文書不存在決定を取消して部分開示決定	教育委員会		却下	必要な補正がなされなかったため
81	審査 補正 諮問 答申 裁決	2020. 12. 14 2021. 1. 4 2021. 3. 25 2021. 6. 28 2021. 7. 14	不法占有に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第27号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
82	審査 諮問 答申 裁決	2020.12.18 2021.3.4 2021.6.28 2021.7.14	公開質問状に対する回答の決裁に関する公文書不開示決定	教育委員会	取り消すべき (答申第26号)	取り消して不存在及び部分開示決定	
83	審査 裁決	2021.1.4 2021.1.14	公図に関する公文書部分開示決定	市長		認容して開示	「旧図」の開示
84	審査 裁決	2021.1.26 2021.3.2	「旧図」の開示を求める審査請求を認容して開示	市長		却下	裁決に対し審査請求できないため
85	審査 諮問 答申 裁決	2021.3.10 2021.4.2 2021.12.21 2022.2.14	パワハラ疑義事案の報告書に関する公文書部分開示決定	市長	取り消すべき (答申第28号)	取り消して部分開示決定	
86	審査 補正 諮問 答申 裁決	2021.4.2 2021.4.16 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.7	農地転用及び和解の仲介の記録に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第29号)	棄却	
87	審査 補正 裁決	2021.4.14 2021.4.30 2021.5.21	運営状況報告書に関する公文書不開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
88	審査 諮問 答申 裁決	2021.6.22 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.14	農地法第18条第6項の規定による通知書に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第30号)	棄却	
89	審査 諮問 諮問の 取下げ 裁決	2021.9.13 2021.11.15 2021.12.6 2021.12.6	判決書に関する部分開示決定	固定資産 評価審査 委員会		認容して部分開示決定	

#### (4) 福山市情報公開審査会委員

2022年(令和4年)3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	まつ おか りょう 松 岡 諒	弁護士
	やま さき よし あき 山 崎 義 明	弁護士

任期：2021年(令和3年)7月1日～2023年(令和5年)6月30日



答 申 第 2 6 号  
2021年（令和3年）6月28日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
（管理部学校再編推進室）

福山市情報公開審査会  
会長 瀬 尾 義 裕

公文書不開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第21条第4項に基づく，2021年（令和3年）3月4日付け福教学再第10号の7での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

公開質問状への回答の経緯及び内容を記録した文書について、不開示とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消すべきである。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2020年（令和2年）11月4日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「(仮称)千年小中一貫教育校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）に関連して（公開質問状）その4」（以下「本件質問状」という。）への回答の検討及び決裁の経緯（以下「検討の経緯」という。）を記録した文書及び回答内容を記録した文書について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2020年（令和2年）11月17日

実施機関は、学校再編推進室長（以下「担当課長」という。）が本件質問状への回答のためにパソコンで作成し保有している「(仮称)千年小中一貫教育校の取組」（以下「室長作成文書」という。）を対象公文書として特定するとともに、不開示とする本件処分を行い、公文書不開示決定通知書を送付した。

#### (3) 2020年（令和2年）12月18日

審査請求人は、本件処分を取り消して開示するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (4) 2021年（令和3年）2月18日

実施機関は、本件処分に違法又は不当な点はないとする弁明書を送付した。

#### (5) 2021年（令和3年）3月2日

審査請求人は、弁明書に対する反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書に記載した主張並びに審査会において補佐人を帯同して行った口頭での意見陳述における質疑での主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求書の主旨

実施機関は本件処分を取り消し、対象公文書を開示又は部分開示するよう求め

る。

## (2) 審査請求書の理由

地域の暮らしと学校統廃合を考える福山ネットワーク（以下「統廃合ネット」という。）は、市が進める学校再編・統廃合に関連して公開質問状を市長、教育長あてに4回提出し文書回答を求めてきたが、文書回答は拒否され、口頭での回答と意見交換会が行われ、市長、教育長を含め行政として疑問に答えようとする真摯な姿が見えなかった。

11月2日の意見交換会において、別件の開示請求に基づく開示の内容及び公開質問状への回答内容の食い違い及び教育委員会における準備委員会の設置に関する要綱決定の経緯に関わる疑問について質問したところ、担当課長から「この回答は、市長、教育長も了解している」との発言があったため、本件開示請求を行ったところ、実施機関は「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」として不開示としたが、具体的な不開示の理由及び根拠を示していない。

仮に全てを「開示すると市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」としても、「おそれがある」部分を不開示として、検討の経緯を記録した部分を開示すれば問題はないのであり、検討の経緯の部分を開示すべきである。

また、弁明書において実施機関は「協議を積み重ねる中で資料が修正し書き換えられるものであり、公にすることで不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と主張するが、協議のための資料が修正され書き換えられるのは当然であり、「公にすることで不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」はなく、不開示の理由にはならない。

さらに、本件質問状に口頭で回答したとき、担当課長は室長作成文書を見ながら回答したのであり、口頭で回答した内容を記録した室長作成文書を開示しても問題はなく、室長作成文書と口頭で回答した表現に差異があり、その受け止め等を巡って混乱があったとしても、「不当に」混乱を生じさせることはない。

実施機関は、条例第1条の目的、第3条の実施機関の責務の定めに従い、直ちに開示すべきである。

## (3) 質疑に対する回答及び主張

ア 審査請求人は統廃合ネットとして実施機関に公開質問状を提出しているが、他の団体が公開質問状等を提出している事実は把握していない。

イ 実施機関の学校再編・統廃合に反対する地域の団体が準備委員会の委員の推薦を断った経緯については、当該団体に直接確認して知っている。

ウ 審査請求人は統廃合ネットの一員として意見交換会に参加しているが、実施機関から資料や文書を配付されたことはなく、担当課長が口頭で回答するので、参加者の間に混乱を招いている。

エ 学校再編・統廃合は地域づくりに関わるとの認識から、統廃合ネットとして文書回答を求めているが、実施機関が応じないので本件開示請求を含む開示請求を行っているのであり、十分な情報が提供されないため議論がかみ合わず、話合いが進展しない。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭意見陳述における質疑での実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 学校再編に関する説明について

教育委員会では、「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」に基づき、学校再編に取り組んでいる。

この取組においては、再編の目的や内容などを丁寧に説明するとともに、保護者や地域住民（以下「住民等」という。）の思いや意見をしっかりと聴く中で不安や心配が解消できるように努め、より丁寧な説明が可能な対面での口頭による対応を基本とし、文書を配付したり読上げたりする対応はしていない。

##### (2) 公開質問状への回答について

統廃合ネットからは、本件質問状を含め4回の公開質問状が提出されているが、対面により口頭で回答し、その場で回答への質問も受ける形で丁寧に意見交換をし、基本に沿った対応をしている。

昨年10月13日付けで提出のあった本件質問状に対しても、口頭で回答することを含めて内部で協議を積み重ね、教育長及び市長の了解を得た上で11月2日に対面により口頭で回答したものである。

##### (3) 不開示の理由について

内部協議のために作成し使用した室長作成文書は、協議を積み重ねる中で修正し書き換えられるものであり、公にすることにより内部資料が確定した情報と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、条例第6条第1項第5号に該当する。

なお、この室長作成文書は、起案決裁の経路を経て作成等したものではなく、担当課長が協議資料としてパソコンで作成し、教育長、市長までの上司に順次配付したものであり、配付先ではそれぞれの個人メモとして目的達成後は廃棄されるため、配付元の担当課長のパソコン内で保有しているものが対象公文書である。

担当課長が保有している室長作成文書は、10月14日に作成した1件目、指示により10月15日に表の形式に改めた2件目、最終形として11月2日に会場へ持参した3件目の計3件である。

なお、2件目を作成した後も、協議の結果を上書きして修正したが、表中の記載内容だけを修正したため、10月15日以後に修正した日付が記載された室長作成文書は保存されておらず、3件目の表の右肩の日付が10月15日のままになっている。

また、口頭で回答したとき、担当課長が所持していた文書は、配付したり、読み上げたりするためのものではなく、口頭による説明のため、3件目の室長作成文書を持ち込んだものであり、条例第6条第1項第5号に該当する。

さらに、室長作成文書のうち、口頭回答した部分のみを部分開示すると口頭による説明のための内部資料であるにもかかわらず、その資料が確定した情報と誤

解され、口頭による説明の表現との差異があること及び回答しなかった部分があること等により、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、不開示としたものである。

以上のことから、本件処分は、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

#### (4) 質疑に対する回答及び主張

ア 室長作成文書には複数のバージョンがあり、いずれも内部の意見を聴くための資料として作成したものであり、外部への説明資料として配付目的で作成したものではない。

イ 本件質問状は統廃合ネットが作成した「統廃合ネットニュース」に掲載されており、これに対して意見交換会で口頭で説明した。

ウ 意見交換会の質疑応答については担当課長がメモしたものを整理しているが、当該メモは今回の対象公文書とはなっていない。

エ 会場に持ち込んだ3件目の室長作成文書は最終バージョンであり、今後バージョンが増えることはない。

オ 審査請求人は、統廃合ネットの一員として意見交換会に参加しているが、意見交換会では文書や資料などは配付していない。

カ 室長作成文書の外に検討の経緯を記録した公文書を作成していないが、データが残っている3件の室長作成文書は意見を聴いて更新したバージョンであり、検討の経緯が分かる。

キ 室長作成文書に記載された4項目のうち、「ネットワークの質問」の部分は先方の情報であるが、「取組内容」「教育委員会の説明」の部分は実施機関の情報である。

ク 室長作成文書は、口頭で回答するときの資料として会場に持ち込んだメモであり、「教育委員会の説明」の部分に基づいて口頭で説明したのであり、室長作成文書が作成されたことが公になっても問題ないが、学校再編の事業は進行中であり完結するまでの間、室長作成文書の記載内容は条例第6条第1項第5号に該当する。

ケ 統廃合ネットの外にも要望書や質問書はあるが、統廃合ネットの対応については、コミュニケーションを図りながら理解を得る方針であり、室長作成文書は手元のメモである。

## 5 審査会の判断

本件審査請求は、不開示とした本件処分に対するものであり、対象公文書は公表されていないが、当審査会のインカメラ手続きにより実施機関から室長作成文書が対象公文書として提出されたことを踏まえて審査を行う。

### (1) 検討の経緯を記録した文書の不存在について

実施機関は、作成した日付の記載した3件のバージョンが残っている室長作成文書につき、検討の経緯が分かる文書であるとも説明するが、もとより対象

公文書性を認めるものではなく、協議の結果を上書きして修正したため全てのバージョンが残っておらず、日付の記載も不正確である。

また、審査請求人は「福山市長（部局）、福山市教育長が、何時、誰が参加し、どのように検討したのか、決裁したのかの経緯を記録した文書」の開示を求めているが、室長作成文書は起案決裁の手続きを経て作成等したものではなく、協議を行った日付、参加者の記載がないため、部分開示する内容がなく開示できないものである。

したがって、検討の経緯を記録した文書は、不開示ではなく不存在とすべきである。

## (2) 回答内容を記録した文書の条例第6条第1項第5号該当性について

実施機関は、本件質問状に文書回答せず、口頭で回答した記録も作成していないため、室長作成文書が回答内容を記録した対象公文書に該当する。

実施機関は、内部協議の内容及び経緯は、学校再編事業が完結するまでの間は、条例第6条第1項第5号に該当するので室長作成文書は全て開示できないと主張するが、口頭で回答した時点で実施機関内部の協議は終了しており、最終バージョンである3件目の室長作成文書を公にしても率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるとはいえない。

また、実施機関は、口頭で回答したのは室長作成文書の記載内容の一部であり、開示すると混乱を生ずると主張するが、口頭で説明した「教育委員会の説明」の部分を開示した場合、室長作成文書が交付を目的に作成されていないことによる混乱があったとしても、不当に混乱を生ずるとまではいえない。

したがって、室長作成文書は条例第6条第1項第5号に該当しない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2021年（令和3年）3月4日	諮問書の受理
2021年（令和3年）3月25日	第1回審査会（実施機関の弁明及び質疑並びに審査請求人の意見陳述及び質疑）
2021年（令和3年）4月19日	第2回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）5月14日	第3回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）6月7日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2021年（令和3年）6月28日	第4回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	せ お よし ひろ 瀬 尾 義 裕	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
	なか むら こう き 中 村 晃 基	弁護士

答 申 第 2 7 号  
2021年（令和3年）6月28日

福山市長 枝広 直幹 様  
（土木部土木管理課）

福山市情報公開審査会  
会長 瀬 尾 義 裕

公文書不存在決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第21条第4項に基づく，2021年（令和3年）3月25日  
付け福土管第511号の3での諮問について，別紙のとおり答申します。



## 答 申

### 1 審査会の結論

市道の不法占有に対する通告に関する公文書について、不存在であり開示できないとした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

(1) 2020年（令和2年）11月24日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福山市[ ]（以下「当該地」という。）の不法占有に対して通告した文書及び図面並びに不法占有を確認した資料に関する公文書開示請求を行った。

(2) 2020年（令和2年）12月8日

実施機関は、「不法占有」とは道路法及び福山市道路占用規則に基づく道路の「占用」が不法に行われることと解した上で、当該地について不法占有の事実はなく、不法占有の通告（以下「通告」という。）もしていないとして対象公文書に係る公文書不存在決定を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

(3) 2020年（令和2年）12月14日

審査請求人は、「平成15、16年ころ」の土木管理課長（以下「当該課長」という。）から通告を行ったと聞いたとして、本件処分を取り消して開示するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 2020年（令和2年）12月25日

実施機関は、審査請求の理由として記載された事実関係に矛盾があり、対象公文書が特定できないとして、補正通知書を送付した。

(5) 2021年（令和3年）1月4日

審査請求人は、通告を行ったと聞いた日時は特定しない（はっきりしない）が、当該地付近の道路（里道）の修復を依頼した頃であるとして、補正書を提出した。

(6) 2021年（令和3年）2月26日

実施機関は、弁明書を送付した。

(7) 2021年（令和3年）3月12日

審査請求人は、反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、補正書及び反論書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述及び質疑に対する主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、対象公文書を開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

日時については特定しないが当該課長が審査請求人のところへ来たとき、当該地付近の道路となっている審査請求人の私有地について当該課長に質問したところ、「不法占有及び土地を返すことについて通告を行っているので私有地は返ってくる」と回答した。

また、当該地付近の道路（里道）を官民境界のところまで修復するよう依頼したとき、現地確認をした市の職員が、後日、道路が私有地になっているので修復できないと電話で連絡してきた。

#### (3) 反論書の主張の要旨

ア 当該地付近の道路（里道）の修復について、道路維持課の職員は青焼きの図面を持ってきて里道の位置を確認し直すといったが、後日、私有地になっているので市では修復できないといった。里道であった所が私有地になっている。

イ 当該地付近の別の箇所でも、里道が通っていたが里道がなくなって私有地になっている。官民境界が未定ということは現行の地籍図（以下「現公図」という。）に誤りがあるということである。

ウ 「公図に誤りがあれば直しなさい」という法律があるので、国土調査を行った市には直す義務があるにもかかわらず、法務局から公図を直すよう注意をされても市は応じない。

エ 2019年（平成31年）3月、道路の一部へ障害物を設置し、通行を妨害したというが、道は市の所有ではない。市に当該地付近の道路の所有を証明する文書等、登記簿の提出を求めたが提出されなかった。法務局に市の道路の登記はされていない。グーグルの公道アプリでも公道の表記はない。

オ 当該地付近の道路（里道）の官民境界について市と審査請求人の主張が違うので、警察は法務局へ確認に行った。警察からは、審査請求人の主張どおり里道を除き審査請求人の私有地でしたと返事があった。

カ 公図が正しいかどうか確認できる図面を旧図という法律があると市の職員から聞いたので、市が保有している審査請求人の自宅の土地付近の現公図が正しいと証明できる図面を開示請求したが、旧図が開示されなかったので旧図を開示するよう審査請求したところ、旧図を開示するとの裁決があったが、開示された図面は旧図ではなかった。

キ 当該地付近には手掘りの水路があり、現公図に青線で記載された水路は30cmから1mの幅で記載され、途中で水路がなくなっている。一定であるべき水路の幅が広くなったり狭くなったりしている現公図は間違っている。

ク 当該地付近の道路（里道）に官民境界を示す施設は設置されていない。

#### (4) 口頭意見陳述の要旨

審査請求人は、証拠書類等として提出した資料の説明をするとともに、次のとおり意見陳述を行った。

##### ア 土木職員のことば

当該地付近の公図について審査請求人と市の土木担当職員との会話を列挙している。市は当該地付近は地籍の混乱地であるとして、現公図が間違っていることを認めながら、現公図を訂正するよう境界確認の申請をしても、審査請求人に証拠の図面を出すよう求め、市の責任では訂正しないと述べている。

##### イ 確認書（案）

2004年（平成16年）4月9日に当時の課長等及び当該課長が持参した確認書（案）には、「道路部分については、現状の道路区域まで寄附していただければ、官民境界確認のため現地立会を行い、・・・地図訂正」すると記載しており、道路が市の所有でないことを認めている。

また、当該地付近の不法占有された道路について、寄附の形で返還してもらうことを審査請求人から市に提案したが、当該地の所有者からは寄附してもらえなかったとのことであった。

##### ウ 国土調査の前後の面積比較

国土調査の後に審査請求人の自宅の土地の面積が大幅に減っているが、法務局で確認した市の資産税課からは、国土調査の前の面積が正しいと説明を受けた。

##### エ 法務局が作成した現況図及び筆界特定の試案

法務局が作成した現況図は、現公図と同じであるが、筆界特定の試案には、現公図に記載されていなかった2筆の道路となっている審査請求人の私有地及び当該地付近の里道が記載されている。

##### オ 1948年（昭和23年）頃の当該地付近の航空写真

米軍が撮影した航空写真に法務局が現公図を重ねたものであり、当該地の白くなっている部分は里道が通っている部分である。

##### カ 当該地付近の水路の写真

現公図では青線で示されている水路が当該地付近では暗渠<sup>きよ</sup>になり、水路の上が無許可で私有地になっている。

##### キ 当該地付近の道路から撮った写真

水路が暗渠になった上に石垣が築かれている。

##### ク 公文書開示決定等一覧通知書

当該地付近の道路認定に関する公文書開示請求をしたが、道路が市の所有であることを示す登記簿は開示されなかった。道路認定をしたにもかかわらず登記していない理由の説明はない。現公図に里道との境界が記載されていない理由を示す文書もない。

##### ケ 裁決書

当該地付近の現公図が正しいことを確認できる図面を開示請求したが、旧図が開示されなかったため、現公図が正しいことを確認できる図面は旧図である

として旧図を開示するよう審査請求したところ、旧図の写しを開示する裁決があったが、開示されたのは旧図ではなかった。

コ 公文書不存在等通知書

国土調査を実際に行ったのは市であるにもかかわらず、その方法や「現地確認不能」の場合の条件を定めた公文書を開示請求したが、開示されなかった。

サ 当該地付近の現公図

当該地付近の水路が青線で示されているが、水路の幅が一定になっていない現況の現公図は間違っている。

法務局で確認したところ、水路の幅が一定でないのはおかしい、国土調査が間違っているといわれた。

市は現公図が正しいと証明することなく審査請求人の自宅の土地の固定資産税を算出しているが、審査請求人は間違いを証明することはできない。

当該地の所有者の家族が「市から土地を返せという内容の通知が来た云々」と話しているのを聞いた。

(5) 質疑に対する回答及び主張

市が通告を行ったことは文書で知らされたのではなく、以前に当該課長から聞いたのであり、最近では当該地の所有者の家族が、当該地付近で農作業をしている所有者に、市から土地を返せという内容の通知が来たのではないかと大声で話しているのを聞いた。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 不法占有の通告について、

審査請求人のいう「不法占有」とは、道路法第32条及び福山市道路占用規則第3条に規定する道路の占用の許可を得ることなく不法に「占用」するものであり、「不法占有の通告」とは、当該不法な占用を是正することを目的として文書等により告知らせることであると考えられる。

本市においては、通常口頭による指導等を行うが、これにより難しい場合、是正が見られない場合等必要に応じ文書による通告を行っており、2018年度（平成30年度）の「道路管理関係書」の「道路占用関係書（供覧）」の中に通告した例があるが、当該地に対する通告ではない。

なお、関係する文書の保存年限は3年であり、2016年度（平成28年度）以前の公文書は廃棄されているが、廃棄公文書台帳で確認した結果、2005年度（平成17年度）から2016年度（平成28年度）までに通告を行った文書は1件も確認できなかったことから、当該地に通告を行った文書は存在しないとわざるを得ない。

(2) 当該課長からの聴き取りについて

審査請求人は審査請求書において、当該課長「より不法占有の通告を行なったと聞いたため（平成15、16年ごろ）（地図訂正を行ってほしいとの問いに対する答え）」と記載しているが、前述のとおり関係する文書の保存年限が満了しており公文書による確認ができないため、当該課長から聴き取りを行ったところ、当該課長は審査請求書に記載された「平成15、16年頃」は土木管理課に在籍していなかったことが判明したため、補正通知を行ったものである。

審査請求人が補正書において、「日時については特定しない。当該課長が来た時当方の私有地はどうなるかの問いに、不法占有及びいずれ土地を返すように通告を行っているので私有地は返ってきます。と返事」と記載している事実は、審査請求人が2015年（平成27年）に行った不服申立てに係る審査会（以下「別件審査会」という。）の答申（以下「別件答申」という。）に審査請求人の口頭意見陳述として記載されている「日付は明確でないが、証拠書類3の確認書（案）と道路法の資料を市の担当者が持参し、『自宅前の道路は道路法の適用を受ける』『地籍調査のときの押印があるから公図は直せない』と説明されたが、法務局に確認したところ『当該道路は里道であり道路法の適用は受けない』『押印があっても公図に間違いがあれば直せる法律がある』との説明を受けた。」又は「資料はないが、2010年（平成22年）1月29日に、当時の市の建設局長、土木部長、土木課長及び担当職員に地図訂正を求めて面会した際には、建設局長は市の担当職員に法的に可能か確認した上で法務局が認めるなら地図訂正をすと言った。」のことであると考えられ、2010年（平成22年）当時担当職員であった当該課長から聴き取りを行った結果は、次のとおりである。

当該課長は、2005年度（平成17年度）から土木管理課に在籍し、2008年度（平成20年度）から地籍担当次長、2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）まで土木管理課長であった。

審査請求人は、2009年（平成21年）頃から、現公図は誤りであると主張して土木管理課に対して地図訂正を求めており、当該課長は、その当時から担当者として対応していたが、通告を行った事実はなく、通告を行ったと言ったこともないと主張している。

審査請求人との対応の経緯は別件答申の「3 審査請求人の主張」及び「4 実施機関の主張」の記載のとおりであり、審査請求人が主張するように「地図訂正を行ってほしい」又は「当方の私有地はどうなるのか」との問いをしたとすれば、「2010年（平成22年）1月29日前後」と考えられ、当該課長は担当次長として当時の建設局長、土木部長及び土木管理課長（以下「当時の課長等」という。）と共に対応の場へ同席していたことが確認されたが、対応状況の協議記録に当該問いについての記録はない。

たとえ問いがあったとしても、別件審査会において実施機関が説明したとおり、当該地付近の官民境界は未定の状況であり、本市が道路法等に基づく不法占有を主張する根拠はなく、当該地の所有者に対して通告を行うことができないことは明らかであるにもかかわらず、当該課長及び当時の課長等が「不法占有の通告を行った」と答えたとは考えられない。

そもそも、道路法等に基づく通告は不法な占用を是正するものであり、地図訂正を行い、私有地の所有関係を変更するものではないことから、当該地の所有者に対して通告を行ったとしても、審査請求人の私有地が返ってくることはないのであり、「当方の私有地はどうなるのか」との問いに対して、当該課長及び当時の課長等が「通告を行っているので私有地は返ってきます。」と返事することはあり得ない。

(3) 不法占用の事実について、

審査請求人は、当該地付近の昔の里道は狭く、直角に曲がった形状であり、以前、市の職員が持っていた図面にも同様の記載がされていたと主張しており、その里道を当該地の所有者が不法占有していると主張しているものと考えられるが、別件審査会において説明したとおり、本市は地籍調査の成果である現公図を基本としており、審査請求人が主張するような里道が記載された図面は保有しておらず、本市が当該地について不法な占用と判断すべき根拠はないといわざるを得ない。

審査請求人が補正書に「当該地付近の道路(里道)の修復をお願いしたところ、職員が図面を持ってきたので当該地の官民境界のところまで修復をお願いしますと言った。わかりました道路は直しますと言って帰った。後日道路が私有地になっているので修復できませんと電話があった。」と記載している事実は、別件答申書に記載された口頭意見陳述の「2003年(平成15年)2月か3月頃市の道路修理の担当課へ公図の当該地の官民境界付近の道路を広げるよう要望したところ、2～3日後に『市では工事ができない』との電話連絡があった。」のことであると考えられるが、別件審査会に実施機関が提出した意見書において説明したとおり、当時の道路維持課の職員が対応したものであることから、官民境界が未定となっている事実を説明することはあっても、土木管理課の担当事務である「占用」又は「不法な占用」について、担当ではない道路維持課の職員が審査請求人に説明したとは考えられない。

(4) 地図訂正について、

これまで審査請求人は、当該地と道路及び水路との境界の位置が間違っているとして市へ地図訂正を行うよう求めているが、2009年(平成21年)9月11日付け福土管195号で回答しているとおり、本市としては正規の手続により実施し、土地所有者の同意を得た地籍調査の成果である道路及び水路の地図訂正はできない旨の回答をしているところであり、地籍調査の経緯については別件審査会において説明したとおりである。

また、審査請求人は、2012年(平成24年)8月6日に法務局に審査請求人の自宅の土地及び同地先道路水路との筆界について「筆界特定」の申請をし、本市は広島法務局長からの依頼に基づき同年10月18日付け及び12月6日付けで筆界特定に関する資料を法務局に提出したが、審査請求人は、翌年10月9日に申請を取り下げている。

審査請求人は、現公図が誤りであると主張するとともに、地図訂正に必要な地籍調査以前の当該地付近の公図を市が作成すべきと主張しているが、条例に基づ

く開示請求は、公文書をありのままに閲覧等するものであり、公文書の記載内容を訂正し、又は新たに公文書を作成して提供するものではない。

開示請求によって市が保有していない公図の作成を求める審査請求人の行為は、条例第4条に定められた「この条例の目的に即し、適正な請求に努める」とした利用者の責務に反しており、権利濫用の行為であるといわざるを得ない。

また、審査請求人は、2019年(平成31年)3月12日及びそれ以前から、審査請求人の私有地が道路となっていると主張して道路の一部へ障害物を設置し、物理的に通行を妨害する行為を行っている。

これらの不適切な行為に対しては、厳正に対応する。

以上のことから、本件審査請求に該当する公文書は市として作成も取得もしておらず、保有していないものであり、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

#### (5) 質疑に対する回答及び主張

ア 通告は法令等に基づくものではなく、事実を伝えて改善を求めるものであり、口頭で指導した場合には1年保存の報告書の様式に経緯を記録しているが、当該地付近の道路の不法占用についての記録はない。口頭での指導を行政手続条例に基づく行政指導として指導の対象者から文書の交付を求められたという例は把握していない。

イ 審査請求書には「平成15年16年ころ」と記載しているが、審査請求人は別件審査請求の口頭意見陳述において同じ内容を陳述しているので、日付を間違えたものと推測している。

ウ 別件答申に記載された審査請求人との対応については、当該課長が当時の課長等と同席したことが2010年1月29日付の協議報告書に記載されているが、地図訂正について言及した経緯の記載はない。

エ 現公図に記載されている審査請求人の自宅の土地は1筆になっているが、地籍調査前の地籍図(以下「旧公図」という。)の5筆を合筆したものであり、これに隣接する道路が旧公図では直角に折れ曲がった形状で記載されているものを、現公図では滑らかにカーブした形状で記載されていることを、審査請求人は不服としている。

オ 本件審査請求の審査請求書及び補正書には記載していないが、これまで審査請求人は現公図に記載された道路の形状は正しくないとの主張を繰り返しており、地籍調査を実施したとき、旧公図と現公図との関係を整理しきれなかった当該地付近の飛地のような土地について「不法占有」の状態であると主張していると考えられる。市としては地籍調査によって、審査請求人が主張する里道は現公図の滑らかにカーブした道路の中に存在すると整理しており、当該地付近に不法占用の事実はないと考えている。

カ 地籍調査を実施したとき、登記簿上は存在するが図面に記載されていない審査請求人の父親名義の土地があったため、現地確認不要とすることで父親の押印を得て整理したが、審査請求人は道路の中に審査請求人の私有地があると主張して障害物を置くという行為に及んでいる。現公図に「道」と記載さ

れている部分は市道である。

キ 「確認書(案)」は、審査請求人との話合いのために作成し、メモ書きされた日付の2010年4月29日に提出したと思われるが、当該地付近の道路は既に公衆用道路として登記されており、審査請求人が道路の中に審査請求人の私有地があると主張する土地の表示は地権者の寄附によってしか整理できないが、実際にはできなかったという内容である。

## 5 審査会の判断

### (1) 不法占有の通告をした文書の存在について

#### ア 「不法占有の通告」について

実施機関は、審査請求人が主張する「不法占有の通告」とは、道路法に規定する許可を得ていない不法な占有を是正するために文書による通告を行うことであると主張している。

#### イ 当該地に対し通告を行った文書について

実施機関は、通告の関係文書である保存年限3年の「道路占用関係書」を確認したが当該地に対し通告を行った文書はなく、また、当該課長が担当者として在籍していた2005年度(平成17年度)からの廃棄公文書台帳を確認したが通告を行った文書を廃棄した記録もなかったと主張している。

また、不法占有について通告を行わず口頭による指導を行った場合には保存年限1年の報告書に経緯を記録しているが、当該地について指導を行った記録はなく、口頭による指導を行った対象者から行政指導として文書の交付を求められた例もないと主張している。

#### ウ 「通告を行った」と言われたとの主張について

審査請求人は、日時は特定しないが審査請求人の問いに対して当該課長が「通告を行った」と答えたと主張しているが、実施機関は、当該課長から担当者として在籍していた当時について聴取した結果、通告を行った事実も「通告を行った」と発言した事実もないと主張している。

また、当該課長が担当者として在籍していた当時の審査請求人との協議記録に通告について問われた記録はなく、たとえ問われたとしても当該地付近の不法占有の根拠はなく通告できないのは明らかであることから「通告を行った」と答えたとは考えられないと主張している。

#### エ 当該地の所有者等の発言を聴いたとの主張について

審査請求人は、当該地の所有者等が「市から通知が来た」と言っているのを聴いたと主張するのみで具体的な根拠を示していないため、本審査会において発言について確認することはできない。

#### オ 判断

以上について評価するに、実施機関が不法占有の通告をした文書は存在しないと主張する主張に不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在するという可能性



がうかがわれない。そして、審査請求人の主張をもとに当審査会において調査審議するも当該文書の存在を推知させる事情は見当たらず、不法占有の通告をした文書の存在を認めることはできない。

(2) 不法占有を確認した資料の存在について

ア 不法占有と判断する根拠について

審査請求人は、官民境界が未定となっている当該地付近の現公図は誤りであると主張するとともに、当該地及び当該地付近の市道が私有地になっており市道が不法に占有されていると主張しているが、実施機関は、地籍調査の成果である現公図を基本としており、地籍調査において旧図と現公図との関係を調整しきれなかった部分はあるものの、現公図に「道」と記載されている中に市道が含まれており、不法占有と判断すべき根拠はないと主張している。

イ 官民境界の表示について

審査請求人は、開示請求によっても現公図が正しいと確認できる旧図が開示されなかった、道路の所有を示す登記簿が開示されなかった、現地に官民境界を示す施設が設置されていないなどと主張し、当該地付近の道路は不法占有の状態であると主張しているようであるが、実施機関は、当該地付近の道路は既に公衆用道路として登記されており、通告すべき不法占有の事実はないと主張している。

また、実施機関は、審査請求人が主張する土地の官民境界の表示については地権者の寄付によってしか整理できないと主張している。

ウ 地図訂正のための図面について

審査請求人は、当該地付近の道路及び水路との境界が間違っているとして法務局に筆界特定の審査請求を行うとともに、法務局の指示に従って地図訂正のための図面を実施機関が作成すべきであるとして当該図面の存在を主張しているようであるが、実施機関は、地籍調査の成果である現公図を基本としており、審査請求人が主張するような図面は作成も保有もしていないと主張している。

エ 判断

以上のとおり、審査請求人は現公図が間違っていること等を主張しているが、当該主張の正否は、不法占有を確認した資料の存否と必ずしも対応するものではなく、結局のところ実施機関が当初から現公図が正しいという前提で執務を行っていることがうかがわれること及び上記(1)で認定したとおり、実施機関の当該前提を覆す証拠がないことに鑑みると、審査請求人が主張する不法占有を確認した資料の存在を認めることはできない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2021年（令和3年）3月26日	諮問書の受理
2021年（令和3年）4月14日	第1回審査会（実施機関の弁明及び質疑並びに申立人の意見陳述及び質疑）
2021年（令和3年）5月14日	第2回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）6月7日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2021年（令和3年）6月28日	第3回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	瀬 尾 義 裕 せ お よし ひろ	弁護士
副会長	折 橋 洋 介 おり はし よう すけ	広島大学教授
	小 林 広 子 こ ばやし ひろ こ	税理士
	萩 田 啓 祐 はぎ た けい すけ	弁護士
	中 村 晃 基 なか むら こう き	弁護士

答 申 第 2 8 号  
2021 年（令和 3 年）12 月 21 日

福山市長 枝広 直幹 様  
（総務部人事課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第 21 条第 4 項に基づく，2021 年（令和 3 年）4 月 2 日付  
け福人第 3 号の 2 での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

パワーハラスメント（以下「ハラスメント」という。）が疑われる事案に係る調査委員会に関する公文書について、部分開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、改めて開示等決定を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2020年（令和2年）12月22日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、教育委員会のパワハラ疑義事案に関する調査報告書及び調査委員会に係る議事録等の公文書開示請求を新聞社として行った。

#### (2) 2021年（令和3年）1月5日

実施機関は、「福山市教育員会教育長によるパワーハラスメントが疑われる事案（以下「本件事案」という。）に係る調査結果について（報告）」（以下「本件報告書」という。）を対象公文書と特定して本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書を送付した。

また、本件報告書を作成した調査委員会（以下「本件調査委員会」という。）に係る議事録は作成も取得もしていないとして対象公文書に係る公文書不存在決定を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

#### (3) 2021年（令和3年）3月1日

審査請求人は、実施機関が部分開示とした本件報告書のうち、本件調査委員会の判断の根拠となる供述内容の部分（以下「根拠となる供述の部分」という。）及び教育長が校長に降格願の提出を要求したか否か本件調査委員会の判断の部分（以下「本件判断の部分」という。）について、本件処分を取消して開示するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (4) 2021年（令和3年）3月10日

審査請求人は、3月1日に提出した審査請求書のうち、審査請求人の名前、審査請求の趣旨及び審査請求の理由の記載に誤りがあったとして、3月1日付の審査請求書を改めて提出した。

また、行政不服審査法第12条に基づき審査請求に関する一切の権限を代理人に委任する3月1日付の委任状を提出した。

#### (5) 2021年（令和3年）3月17日

審査請求人は、3月1日に提出した審査請求書について取下書を提出した。

#### (6) 2021年（令和3年）3月18日

実施機関は、弁明書を送付した。

- (7) 2021年(令和3年)4月1日  
審査請求人は、反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述及び質疑に対する主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分のうち、本件報告書に記載された根拠となる供述の部分及び本件判断の部分について不開示とした処分を取消し、開示する裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 公務員等の情報

実施機関が開示しないとした根拠となる供述の部分及び本件判断の部分は、教育長が職務を遂行する上での言動に関して本件調査委員会が事実認定をするものであり、条例第6条第1項第2号エに定める「公務員等の職務の遂行に係る当該職員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報」(以下「職務遂行情報」という。)として個人情報から除外されるものである。

##### イ 公益上の必要

実施機関は、本件事案が厚生労働省の「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき指針」(以下「厚労省指針」という。)に定める「中立的な第三者に紛争処理を委ねる」状況に至らなかったと主張するが、教育長の任命権を持つ市長が設置した本件調査委員会が調査をしたことには疑問があり、一層の透明性が求められる。

また、教育長は「人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの内から」任命され、「教育委員会を代表」し「教職員の服務を監督する」ことに鑑みれば、その人物の人格、識見に疑念を生じさせないため、児童生徒の保護者が安心して学校に通わせるため、また、教育長から服務監督を受ける教職員の人格権その他の保護に鑑み、根拠となる供述の部分及び本件判断の部分を開示し、本件事案に係る教育長の言動について本件調査委員会の判断の根拠を明確にすることには、条例第8条に定める公益上の必要がある。

##### ウ 記者会見での発言

福山市は、情報発信改革の一環で施策に関わる情報公開を強化するとして市長記者会見の会議録を市のホームページに公表しており、12月定例会市議会市長記者会見(以下「記者会見」という。)における本件事案についての質問に対して、総務局長が「調査委員会の中で、そういった直接的に降格願を出してくださいといったような事実は認められなかった」と発言した会議録も掲載されていることから、根拠となる供述の部分及び本件判断の部分は条例第6条第1項第2号アに定める「法令等の規定により、何人でも閲覧することができる

情報」(以下「閲覧可能情報」という。)に準じて取扱うべきである。

また、法令等の規定によらずとも、いわゆる「公知情報」として、公益性に鑑みても開示すべきである。

なお、不開示とされている教育長の発言部分について、「降格願を出してください」と要約した総務局長の発言は、「辞職」と「降格」を混同しており誤りである。

#### エ 不開示理由の明示

不開示理由として記載された不開示情報の項目が不開示部分のどこに該当するか分からなければ、不開示理由の妥当性が判断できないため、本件報告書の全文が不開示となっている供述の部分について実施機関に説明を求めたところ、不開示情報3の各項目のいずれかに該当するとの口頭説明であったが、不開示とした理由について実施機関は、それぞれの不開示部分について該当する不開示情報の項目を具体的に明示すべきである。

### (3) 質疑に対する回答及び主張

ア 市長記者会見には代理人とは別の記者が出席したが、ホームページに公表された会議録のほかに資料の配付はなかった。

イ 段落の全文が不開示とされている部分について担当課長に説明を求めたが、不開示情報3のいずれかの項目に該当するとの説明だけで、どの項目に該当するか具体的な説明はなかった。

ウ 段落の全文が不開示とされているため実施機関が主張する不開示情報の第2号及び第6号の該当性について判断ができないが、第2号の除外規定に該当するなど開示すべき部分があると考えている。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び追加資料並びに審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件報告書について

本件報告書は、本件事案について広島県教育委員会から調査依頼を受けた実施機関が要綱に基づいて設置した本件調査委員会が、厚労省指針に沿ってヒアリングを実施し資料を入手して調査した内容及びハラスメントの有無の判断について、実施機関に報告した文書であり、報告を受けた実施機関は、広島県教育委員会に調査結果を報告している。

なお、厚労省指針では、ハラスメントを定義するとともに、事実関係の確認に必要な関係者からの聴取を実施し、対応に当たっては相談者行為者等のプライバシー等を保護する措置を講ずるとともに、その旨を周知することとされている。

### (2) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件処分において不開示とした不開示情報1, 2及び3には、本号に該当する次のような項目の個人情報が含まれている。

ア 特定の個人を識別できるもの（以下「個人識別情報」という。）

- ・不開示情報 1

校長の氏名，所属学校名，休職の日付

- ・不開示情報 3

関係者の氏名，所属名及び職名

イ 個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの（以下「利益侵害情報」という。）

- ・不開示情報 2

校長が主張するハラスメントの経緯や言動，校長の心情，心身に関する情報

- ・不開示情報 3

校長，教育長，関係者の供述内容（以下「本件供述内容」という。），「休職・降格願」提出前後の経過

なお，本件審査請求において，上記アの不開示情報 1 及びイの不開示情報 2 については，本号に該当するものとして審査請求人との争いがないと解される。

(3) 条例第 6 条第 1 項第 2 号ア，イ及びウ該当性について

本件報告書は，本件調査委員会が事実関係を調査した結果を実施機関に報告するために作成したものであり，本号アの閲覧可能情報ではなく，本号イに定める「公表することを目的として作成し，又は取得した情報」（以下「公表情報」という。）でも，本号ウに定める「法令等の規定により行われた許可，・・・行為に際して・・・作成し，又は取得した情報」でもない。

また，記者会見における総務局長の発言は，開示された本件報告書の関連部分を要約して説明したものであり，記者会見において説明したこと及び記者会見の会議録をホームページで公表したことをもって，不開示とした根拠となる供述の部分及び本件判断の部分が閲覧可能情報，公表情報又は公知情報となる訳ではない。

(4) 第 6 条第 1 項第 2 号エ該当性について

本件調査委員会の調査に応じて供述することは，当該供述する職員に分任された職務の遂行ではないことから，上記(2)のア及び本件供述内容は，審査請求人が主張する職務遂行情報には該当しない。

なお，本件事案に係る教育長の職務遂行情報については，本件調査委員会の認定事実の部分など教育長の供述内容の部分を除いて開示している。

(5) 条例第 6 条第 1 項第 6 号該当性について

本件調査委員会は，広島県教育委員会による調査と同様に，調査における全ての供述内容について秘密を保持するとして関係者からヒアリングを実施しており，本件供述内容を公にすると，将来，類似の調査において関係者が第三者からの批判等を意識して正確かつ具体的な供述を避けること（以下「委縮効果」という。）が予想される。

また，他の供述者が開示に同意した場合でも，開示された供述内容から自らの供述内容が推測されることを危惧するなどの委縮効果が予想される。

したがって，本件報告書の不開示情報 1，2 及び 3 は，全体として本号に定める「公にすることにより，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるもの」に該当する。

(6) 条例第8条の適用について

審査請求人が主張するように、本件事案が教育長によるハラスメントの疑いに係るものであること及び本件調査委員会を実施機関が設置したことをもって、秘密を保持するとしてヒアリングを実施した本件供述内容を、本条に基づいて裁量的に開示すべき公益上特に必要があると認めることはできない。

また、本件調査委員会は、厚労省指針に沿った対応をしており、これを見直して開示するのであれば、開示した場合の委縮効果について検討する必要がある。

(7) 質疑に対する回答及び主張

ア 福山市教育委員会は、市長から教育行政について委任された行政委員会であり、市長部局の総務部人事課と事務上の関係はない。

イ 本件調査委員会の設置要綱に供述内容を非公開とする明文規定はないが、守秘義務を規定しており、不開示を前提としてヒアリングを実施した。

ウ 本件供述内容については、ハラスメントについての相談者、行為者、立会者など立場の違いについての配慮は行わず、供述した者の個人情報として一律に同じ扱いとしている。

(8) 追加資料の説明

実施機関は、条例第23条第3項に基づいて、本件報告書の不開示部分を網掛けした上で、そのうちの第2号の個人識別情報及び利益侵害情報にも該当する部分に下線等の印を付けた追加資料を提出し、網掛けした部分は全て第6号に該当するが、下線等の印がない部分は第6号にのみ該当すると説明し、質疑に回答した。

ア 本件処分においては本件供述内容の出典について不開示とした部分もあるが、関係資料の名称である「県教委通知の添付資料」について原処分を変更して統一的に開示する。

イ 本件供述内容については、ハラスメントについての相談者、行為者、立会者など立場の違いについての配慮は行わず、供述した者の個人情報として一律に同じ扱いとしている。

ウ 「3事案の経過」には、本件調査委員会が認定した経過を時系列で記載し、校長の個人識別情報、校長が主張するパワハラの際緯や言動、校長の心情、心身に関する情報、「休職・降格願」提出前後の経過の部分を開示とされているが、休職の日付ではない日付については原処分を変更して開示する。

エ 「3事案の経過」において、本件供述内容の引用だけでなく、本件供述内容に基づいて本件調査委員会が認定した部分も不開示とされているが、公知情報は開示とされている。

オ 「4調査委員会の見解」には、本件調査委員会が実施したヒアリング及び入手した資料に基づく認定事実を記載するとともに、認定事実に基づいて本件調査委員会としての判断を記載していることから、本件供述内容を引用した部分及びまとめた部分を不開示としている。

カ 実施機関における事務分掌及び決裁区分が明らかになると、公文書を作成等



した個人が特定されるおそれがあるので不開示としている。

キ 「4 調査委員会の見解」において、本件供述内容の引用だけでなく、本件供述内容に基づく本件調査委員会の判断を記載した部分は不開示としている。

## 5 審査会の判断

本件審査請求は、実施機関が一部を不開示とした本件処分に対するものであること及び実施機関がそれぞれの不開示部分について該当する不開示情報の項目を具体的に明示していないことを踏まえて審査を行う。

### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

実施機関は、不開示情報1及び不開示情報2については、条例第6条第1項第2号に該当する個人情報として審査請求人との争いがないと主張しているが、審査請求人が職務遂行情報は個人情報から除外されると主張していること及び不開示理由が具体的に説明されていないため妥当性が判断できないと主張していることに鑑み、当審査会においては、実施機関が主張する不開示部分の同項各号該当性について個別に判断することとする。

#### ア 個人識別情報

##### (ア) 校長の氏名、所属学校名及び休職の日付

審査請求人が主張するように本件事案に関係する供述者の職・氏名は職務遂行情報として本号に該当しない。

また、校長が休職した日付を公にすると直ちに供述者である校長の個人が識別されるとはいえない。

##### (イ) 関係者の氏名、所属名及び職名

本件事案の関係者として供述した2人は、本件事案の担当者として面談に同席するなどした公務員であることは明らかであり、この2人の氏名、所属名及び職名は職務遂行情報として本号に該当しない。

また、「4 調査委員会の見解」の「(4)争点2についての調査委員会の見解」の「ア認定事実」に記載された資料作成者は公務員等の職務の遂行として作成したのであり、氏名、職名及び職名を含む決裁区分を不開示とする理由はない。

#### イ 実施機関が主張する「利益侵害情報」

##### (ア) 校長が主張するハラスメントの経緯や言動及び「休職・降格願」提出前後の経過

本件供述内容の部分を不開示としていることから、「3 事案の経過」に記載されている本件調査委員会が認定した事実のどの部分が、校長の供述内容に基づくか分からないのであり、不開示とする実施機関の主張は理由がない。

また、関係者の校長に対する言動を記載した部分について、公知情報以外を不開示とする実施機関の主張は理由がない。

##### (イ) 校長の心情、心身に関する情報

本件供述内容の部分以外に記載された校長の心情、心身に関する情報については、校長の利益侵害情報に該当とする実施機関の主張は合理的である。

(ウ) 本件供述内容

供述の内容に関わりなく、本件供述内容の全てが本号に該当するとの実施機関の主張には理由がない。

(2) 条例第6条第1項第6号該当性について

ア 本件供述内容の部分

本件調査委員会における供述及び添付資料に記載された広島県教育委員会による調査における供述について公にすると、委縮効果によって調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当するとして不開示とした実施機関の主張は合理的である。

イ その他の部分

実施機関は、本件供述の部分のみならず事案の経過及び本件調査委員会としての判断の部分のうち、供述の引用及び供述に基づく記載を不開示としているが、カギ括弧で供述内容を引用したことが明らかな部分以外を本号に該当するとして不開示とする理由がない。

(3) 条例第8条の適用について

本件報告書については、本件事案に係る個別の内容であり、これを開示することが公益上特に必要であるとは認められない。

以上により、本件報告書については、上記の(1)イ(イ)及び(2)アを除いて実施機関の主張には理由がないことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の意見

実施機関は主張していないが、審査の過程において、本件報告書については条例第6条第1項第5号に該当するとして、全て不開示とすべきではないかとの意見があったので、次のとおり付言する。

実施機関は、本件報告書について、将来の供述者に対する委縮効果があるとして条例第6条第1項第6号に該当するとして部分開示の決定を行なったが、本件報告書が広島県教育委員会に報告することを目的に作成されたことに鑑みるならば、むしろ、記載された事実及び判断を公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、同項第5号の該当性について判断すべきと考えられる。

なお、同号の該当性について判断する場合においても、既に本件処分によって部分開示されていることを踏まえ、新たな処分が不利益変更とならないよう留意されたい。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2021年（令和3年）4月 2日	諮問書の受理
2021年（令和3年）5月 14日	第1回審査会（実施機関及び審査請求人の意見陳述及び質疑）
2021年（令和3年）5月 18日	条例第23条第3項に基づく実施機関への資料提出要求
2021年（令和3年）6月 4日	追加資料を提出，受理
2021年（令和3年）8月 18日	第2回審査会（追加資料の説明等）
2021年（令和3年）9月 29日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2021年（令和3年）10月 18日	第3回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）11月 15日	第4回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）12月 21日	第5回審査会（答申の検討等）

## 8 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 2 9 号  
2021年（令和3年）12月21日

福山市農業委員会  
会長 谷邊 博人 様  
（農業委員会事務局）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第21条第4項に基づく，2021年（令和3年）7月14日  
付け福農委第56号の4での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

農地転用及び和解の仲介の記録に関する公文書について、個人情報、法人等情報並びに審議、検討及び協議に関する情報に該当する部分を除いて、部分開示とした福山市農業委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2021年（令和3年）3月8日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福山市[ ]（以下「当該地」という。）の農地転用5条許可申請の内容変更及び和解の仲介における申立人の事前調査報告書に関する公文書開示請求を行った。

#### (2) 2021年（令和3年）3月18日

実施機関は、「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について」（以下「承認の伺い」という。）、「農地転用許可後の工事進捗状況について」（以下「進捗状況報告」という。）及び「和解の仲介の記録等について」（以下「仲介の記録」という。）を対象公文書と特定して本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書を送付した。

#### (3) 2021年（令和3年）4月2日

審査請求人は、「許可申請の内容で実施されていない」「申請内容の変更の継続の明確化（公文書の変更等）」として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (4) 2021年（令和3年）4月16日

実施機関は、審査請求の趣旨及び理由が記載されていないとして、補正通知書を送付した。

#### (5) 2021年（令和3年）4月20日

審査請求人は、4月19日付で補正書を提出した。

#### (6) 2021年（令和3年）5月17日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (7) 2021年（令和3年）5月28日

審査請求人は、「審査請求の趣旨」を提出した。

#### (8) 2021年（令和3年）6月11日

実施機関は、「審査請求の趣旨」を新たな審査請求書と判断して、補正通知書を送付した。

- (9) 2021年(令和3年)6月11日  
審査請求人は、6月10日付けで反論書(以下「反論書2」とする。)を提出した。
- (10) 2021年(令和3年)6月15日  
審査請求人から5月28日付けで提出した「審査請求の趣旨」は反論書であると連絡があったので、実施機関は当該文書を反論書1として取り扱うこととした。
- (11) 2021年(令和3年)6月22日  
審査請求人は、反論書(以下「反論書3」とする。)を提出した。
- (12) 2021年(令和3年)6月22日  
審査請求人は、(2)に関する個人情報保護条例に基づく本人情報の開示請求を行った。
- (13) 2021年(令和3年)7月14日  
実施機関は、諮問書を送付した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、補正書及び反論書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述及び質疑に対する主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

##### ア 補正書に記載された審査請求の趣旨

農地転用申請の平面図及び転用用途を変更した変更手続き文書(以下「変更手続きに関する公文書」という。)の開示を求める。

##### イ 反論書1に記載された審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、審査請求人が代理人として和解の仲介申立を行った承認の伺い、進捗状況報告、仲介の記録に記載された「1 転用目的」、「2 転用用途」、「3 申立人の住所氏名」、「4 申立人の住所及び氏名、紛争の内容」、「5 氏名、仲介の概要」、「6 申立人、相手方」の欄の記載内容を開示するよう求める。

##### ウ 反論書2に記載された審査請求の趣旨

反論書1で開示するよう求めた「1 転用目的」から「6 申立人、相手方」の欄の記載内容に加えて、「7 当該地の図面の①から⑯の調査内容」を開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 補正書に記載された審査請求の理由

農地転用の申請において、履行延期申請はあり得ないことであり、本件処分により開示された承認の伺いのうちの「農地法第5条の規定による履行延期承認申請書」(以下「延期申請書」という。)が公文書として取り扱われていないため。

また、「農地法第5条の規定による許可申請書」(以下「許可申請書」という。)が、2019年8月に開示されたときとは変更されているため。

イ 反論書1及び反論書2に記載された審査請求の理由

審査請求人が代理人として和解の仲介申立をした文書に記載された情報を不開示とする理由はない。

ウ 反論書3に記載された審査請求の理由

延期申請書は、変更手続をすることなく資金計画が変更され、延期の理由及び期間が不自然であり、農業委員会の受付印が押印されておらず公文書として扱われていない。

(3) 口頭意見陳述の要旨

審査請求人は、証拠書類等として提出した資料の説明をするとともに、次のとおり意見陳述を行った。

ア 当該地の農地転用5条許可申請は、農地転用の確実性及び周辺農地の営農条件に支障があり、許可条件を満たしていない。

イ 被害防除措置計画の妥当性を審査する現地調査が実施されたが、審査の判断基準について農業委員会は説明に応じない。

ウ 工事の進捗状況報告は、1年ごとの報告が遅延しており、遅滞なく申請の用途に供するという確実性に欠けている。

エ 周辺農地の営農条件の支障を解決するため、農地法第25条により和解の仲介の申立をしたが、不成立となった。

(4) 質疑に対する回答及び主張

ア 反論書2で開示するよう求めた7項目のうち、1から6は個人情報保護条例に基づく本人情報の開示請求によって開示された。

イ 7番目の項目については、2019年8月に現地調査報告書が開示されるときに開示されると思っていたものが開示されなかったため追加的に開示を求めたものであり、①から⑯の番号は仲介の記録の仲介申立書に添付された図面に付けられていた番号である。

ウ 転用の計画図面と被害防除措置計画は、2019年8月に開示されたものを証拠書類として提出したものであり、仲介の記録では転用の計画図面に丸印の番号を付けられて添付されている。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 承認の伺い、進捗状況報告及び仲介の記録を対象公文書と特定し、条例第6条第1項第2号、第3号及び第5号に該当する情報を除いて部分開示した。

(2) 当該地の農地転用5条許可申請について事業計画変更承認の申請がなされた事実はないため、変更手続に関する公文書は存在しない。

- (3) 仲介の記録に記載された審査請求人の情報については、実施機関の教示により審査請求人が個人情報保護条例に基づく本人情報の開示請求をし、相手方に関する部分を除いた公文書の閲覧を済ませている。
- (4) 許可申請書には事業の資金計画が記載されており、延期申請書は文書件名簿兼公文書目録に記載された公文書である。
- (5) 本件処分で開示した許可申請書は、2019年（令和元年）8月に開示したときと不開示部分が異なっているが、許可後に記載内容を変更し、削除した事実はない。
- (6) 質疑に対する回答及び主張
  - ア 審査請求人が「2019年8月に開示を受けた文書」とメモしている許可申請書と本件処分で開示した「2021年3月に開示を受けた文書」と手書きしている承認の伺いに添付された許可申請書は同じものである。
  - イ 許可申請書の不開示部分については、公にすると法人等の利益又は地位を損なうとして不開示としたものであり、2019年（令和元年）8月に開示したときは法人の名称等を不開示としたが、本件処分では法人の名称等は開示し、法人の事業の内容を不開示とした。
  - ウ 審査請求人は事業計画の変更があったと考えて4件の変更を例示しているが、提出されたのは事業計画の変更ではなく、工事期間の延長を求める承認の伺いと進捗状況報告である。
  - エ 被害防除措置計画と転用の計画図面は、本件処分で開示した公文書には含まれていないが、審査請求人には開示している。

## 5 審査会の判断

- (1) 変更手続に関する公文書について  
審査請求人は、転用用途が変更されたとして変更手続に関する公文書の開示を求めているが、事業計画変更承認の申請がなされたことを裏付ける資料等はないため、変更手続に関する公文書は存在しないとの実施機関の主張は合理的である。
- (2) 反論書1の6項目について  
審査請求人は、審査請求人が代理人として提出した文書であることをもって提出した本人である審査請求人に開示するよう求めていると考えられるが、個人情報保護条例に基づく本人情報の開示請求とは異なり、条例に基づく開示請求においては、たとえ本人が提出した文書であっても、全てを開示する根拠はなく、条例6条第1項各号の該当性について判断した上で開示等決定を行った実施機関は合理的である。
- (3) 反論書2の追加項目について  
審査請求人が別の開示請求において開示されなかったと主張する「7当該地の図面の①から⑯の調査内容」については、追加的に開示を求めるものであり、実



施機関の処分がないので本件審査請求の対象とならない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2021年（令和3年）7月14日	諮問書の受理
2021年（令和3年）8月18日	第1回審査会（実施機関及び審査請求人の意見陳述及び質疑）
2021年（令和3年）9月29日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2021年（令和3年）10月18日	第2回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）11月15日	第3回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）12月21日	第4回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 0 号  
2021年（令和3年）12月21日

福山市農業委員会  
会長 谷邊 博人 様  
（農業委員会事務局）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第21条第4項に基づく，2021年（令和3年）7月14日  
付け福農委第62号の7での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

農地法第18条第6項の規定による通知書に関する公文書について、個人情報及び調停の内容が特定できる部分を除いて、部分開示とした福山市農業委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

(1) 2021年（令和3年）4月16日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、調停が成立した日以降に貸貸人及び賃借人から提出された農地法第18条第6項による通知書に関する公文書開示請求を行った。

(2) 2021年（令和3年）4月28日

実施機関は、2020年（令和2年）3月9日付けで提出された「農地法第18条第6項の規定による通知書」（以下「本件通知書」という。）を対象公文書と特定して本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書を送付した。

(3) 2021年（令和3年）6月22日

審査請求人は、本件処分を不服として、審査請求書を提出した。

(4) 2021年（令和3年）7月6日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2021年（令和3年）7月8日

審査請求人は、反論書を提出した。

(6) 2021年（令和3年）7月14日

実施機関は、諮問書を送付した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述及び質疑に対する主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、本件通知書の記載内容を全て開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

本件通知書は、農事調停の申立人の代理人として審査請求人が自ら申立したものであり、農事調停による合意解約が記載されていないため。

### (3) 口頭意見陳述の要旨

審査請求人は、証拠書類等として提出した資料の説明をするとともに、次のとおり意見陳述を行った。

ア 本件通知書は、農地転用の確実性及び周辺農地の営農条件に支障があり、許可条件を満たしていないため、農地法第25条により和解の仲介の申立をしたが、不成立となった。

イ 賃貸借契約の維持が不能となったので農事調停の申立を行い、調停委員の提案を踏まえ合意解約が成立したので、本件通知書を農業委員会に提出した。

ウ 賃貸人が調停の条件を実行しないので、裁判所に期日指定の申立をしたが、裁判所から期日指定を行わないとの連絡があり、合意解約に至っていないにもかかわらず、農業委員会では合意による解約として処理されている。

エ 調停申立書に添付された本件通知書の賃借人の住所、氏名、押印が不開示となっているが、本件通知書は審査請求人が賃借人の代理人として提出したものである。

### (4) 質疑に対する回答及び主張

ア 証拠書類等として提出した「和解の仲介関係」に添付された復命書の「申立人の主張の要旨」に記載されている「転用の計画図面」は別件の開示請求に対する審査請求の証拠書類等に含まれる図面であり、「被害防除措置計画」は別件の開示請求によって開示された被害防除措置計画書である。

イ 「和解の仲介関係」において主張しているのは、「転用の計画図面」と「被害防除措置計画書」の内容が違うということである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 条例第6条第1項第1号該当性について

対象公文書と特定した本件通知書には、裁判所による調停の内容が記載された「調停調書（成立）」が添付されており、調停の内容の部分は民事調停法第22条において準用する非訟事件手続法第30条において非公開とされていることから、本号に該当する。

### (2) 条例第6条第1項第2号該当性について

審査請求人が自ら行った申立に関する公文書であっても、公文書開示請求の手続き上は、本号に該当する部分は不開示とせざるを得ない。請求人が本人の情報として開示を求めるとすれば個人情報保護条例に基づく本人情報の開示請求を行うことで開示できる旨を教示した。

### (3) 本件通知書の記載内容についての指摘について

農事調停による合意解約が明記されていないとの指摘は不開示部分を開示する理由とは解されないが、本件通知書に「調停調書（成立）」が添付されている

ことから農事調停による合意解約であることは明らかであり、本件通知書を適法なものとして受付したものである。

(4) 質疑に対する回答及び主張

ア 本件通知書の「3 賃貸借契約の内容」及び「6 土地の引き渡しの時期」の記載内容は個人情報である。

イ 本件通知書に記載された土地の所在、番地、面積は個人情報として不開示としたが、地目は個人の特定に繋がらないので開示し、また、添付された登記簿は誰でも閲覧できるので開示した。

5 審査会の判断

(1) 条例第6条第1項第1号該当性について

非訟事件手続法第30条に定める「非訟事件の手続は、公開しない。」とは、調停の傍聴を認めない意味であり、調停の結果である「調停調書（成立）」の記載内容は本号に該当しない（かかる意味において、実施機関が主張した理由は不適當である。ただし、下記（2）の結論により、処分妥当性の判断には影響しない。）。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

審査請求人は、本人が調停の代理人であり当事者であったとして本件通知書を全て開示するよう求めているが、条例に基づく開示請求においては、たとえ本人に関する情報であっても、全てを開示する根拠はなく、実施機関が不開示とした部分は個人識別情報に該当する以上、本号に該当するとして部分開示決定を行ったとする実施機関の主張は合理的である。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2021年（令和3年）7月14日	諮問書の受理
2021年（令和3年）8月18日	第1回審査会（実施機関及び審査請求人の意見陳述及び質疑）
2021年（令和3年）9月29日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2021年（令和3年）10月18日	第2回審査会（答申の検討等）

2021年（令和3年）11月15日	第3回審査会（答申の検討等）
2021年（令和3年）12月21日	第4回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

### 3 福山市情報公開運営審議会の運営状況

#### (1) 福山市情報公開運営審議会

審議会は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を確保し、改善を図っていくことを目的として設置され、実施機関の諮問に応じて審議・答申を行うとともに、制度全般にわたって建議することができます。

また、苦情の申出があった場合、速やかに内容を調査し、実施機関は是正措置を講ずるときを除き、審議会の意見を聴いてその取扱いを決定します。そのため、審議会ではその調査に基づき審議、答申することとしています。

2021年度（令和3年度）の情報公開条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

#### (2) 福山市情報公開運営審議会の開催状況

開催年月日	内容
2021年(令和3年) 11月5日	第1回審議会 ・会長、副会長及び調整員の選任 ・運営状況の報告について ・文書の保存年限の見直しについて ・ウェブ会議システムの利用について

#### (3) 福山市情報公開運営審議会委員

2022年（令和4年）3月31日現在

役職	名前	職名等
会長 調整員	みたにこうじろう 三谷浩二郎	弁護士
副会長	おおはらひろし 大原博	福山市自治会連合会副会長
	おのひろゆき 小野裕之	部落解放同盟福山市協議会副議長
	さかきほらのりお 榑原則男	福山市議会議員
	いしいかよこ 石井香代子	福山大学教授
	こばやしただこ 小林貞子	福山市女性連絡協議会会長
	おさだせいいち 長田誠一	連合広島福山地域協議会事務局長
	しみずひろとし 清水寛敏	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	ふじいやすひろ 藤井康弘	福山市総務局長

任期：2021年（令和3年）7月1日～2023年（令和5年）6月30日

## 4 情報提供の状況

### (1) 市政情報室の利用

市政に関する情報を広く提供するため、1993年（平成5年）4月から市政情報室を開設しています。各種刊行物、統計資料等の市政に関する資料を自由に閲覧できます。

### (2) 市政情報室の資料

区 分	主 な 資 料 名
① 福山市が発行した刊行物	市政概要，広報ふくやま，各会計予算書，各会計歳入歳出決算書，主要な施策の成果等説明書，保健所事業概要，議会会議録，上下水道局事業年報，消防年報，福山市史，福山市議会史，上下水道局事業年報，消防年報，統計ふくやま ほか
② 国が発行した刊行物	国勢調査報告書，日本統計年鑑，日本の統計，工業統計表，商業統計表 ほか
③ 広島県が発行した刊行物	広島県統計年鑑，広島の工業，商業統計調査報告，農林業センサス結果報告書 ほか
④ その他	自治六法，自治用語辞典，広辞苑，判例地方自治，ガバナンス，市政，季報，新聞 ほか

### (3) 附属機関等の会議の公開

附属機関等の審議状況を市民に明らかにし、運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、もって開かれた市政の実現に資するため、2010年（平成22年）4月から「附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、福山市ホームページに会議日程の周知及び会議結果の概要の公開をしています。



## 5 啓発活動の状況

情報公開制度の適正な運用を確保するとともに、この制度の趣旨・利用方法を市民に広く周知するため、次の取組みを行いました。

### (1) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2022年（令和4年）3月に2020年度（令和2年度）の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2021年（令和3年）6月号で2020年度（令和2年度）の運営状況を公表しました。

## 6 その他

### (1) 情報公開条例の改正経過

1993年7月1日	福山市情報公開条例(旧条例)施行
2001年7月	情報公開制度に係る検討会設置
2002年3月26日	3月議会にて福山市情報公開条例全部改正案可決
2002年7月1日	福山市情報公開条例(新条例)施行
2003年2月3日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2004年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2007年10月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2017年3月28日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行

## Ⅲ 資 料

# 福山市個人情報保護条例

平成15年6月30日  
条例第38号

福山市個人情報保護条例（平成2年条例第24号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集、保有及び利用（第6条—第13条）
- 第3章 個人情報取扱業務（第14条—第16条）
- 第4章 開示請求等
  - 第1節 開示（第17条—第26条）
  - 第2節 訂正、削除及び中止（第27条—第33条）
- 第5章 救済措置（第34条・第35条）
- 第6章 附属機関（第36条—第39条）
- 第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い（第40条—第43条）
- 第8章 雑則（第44条—第52条）
- 第9章 罰則（第53条—第57条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報に関する市民の権利を保障するとともに、市、市民及び民間事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

5 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（特別職の職員を含む。以下同じ。）が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する

業務をいう。以下同じ。)に係る職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書(福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)第2条第4項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者の職員が市の指定管理業務に係る職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において「本人」とは、個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(一部改正〔平成17年条例38号・101号・23年32号・25年46号・27年35号・29年27号・令和3年6号・4年3号〕)

(市の責務)

第3条 市は、個人の基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内に事務所又は事業所を有する民間事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 市の指定管理者は、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護するため、個人情報の保護に努めるとともに、前条第1項に規定する個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(民間事業者の責務)

第5条 民間事業者(市民の個人情報を保有し、又は利用するものに限る。以下同じ。)は、その事業活動の実施に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集、保有及び利用

(収集等の原則)

第6条 実施機関等(実施機関及び市の指定管理者をいう。以下同じ。)は、個人情報の収集、保有又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、当該個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、その所掌する事務(市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務をいう。以下同じ。)に必要な最小限の範囲内で適正に行わなければならない。

2 実施機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有する合理的な範囲を超えて行ってはならない。この場合において、保有個人情報を歴史的、文化的な資料若しくは学術研究の資料とするため又はその判断を行うまでの間保管するための利用目的の変更については、合理的な範囲内とする。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(収集等の制限)

第7条 実施機関等は、人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の基本的人権の侵害が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報の収集等を行ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例38号・29年27号〕)

(直接収集)

第8条 実施機関等は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関等は、前項の規定により個人情報を収集しようとするときは、規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公表された事実であるとき。

(5) その他実施機関等の所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

4 実施機関等は、前項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして本人以外のものから個人情報の収集を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

5 申請その他これに類する行為により実施機関等が個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関等は、前条第3項各号に掲げるときを除き、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、利用目的の達成に必要な最小限の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は外部への提供（実施機関相互の提供及び実施機関から市の指定管理業務の範囲内で行う市の指定管理者への提供を除く。以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

2 保有個人情報の目的外利用又は外部提供について、他の実施機関等があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は外部提供を行おうとする実施機関等が前条第3項第1号に規定する同意を得たものとみなす。

3 実施機関等は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うため本人の同意を得ようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

4 実施機関等は、前条第3項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関等は、保有特定個人情報の目的外利用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の目的外利用を行うことができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用を行うことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供を行ってはならない。

4 前条第2項から第4項までの規定は、保有特定個人情報の目的外利用を行う場合について準用する。

（追加〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号〕）

（外部提供を受けるものに対する措置要求）

第10条 実施機関等は、保有個人情報の外部提供を行う場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（適正管理）

第11条 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と正確に合致させること。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有個人情報の漏えい又は不当な利用を防止すること。

3 実施機関は、前項の措置を講ずるに当たり必要があるときは、他の実施機関等又は受託者に対し必要な指示を行うことができる。

4 実施機関は、保有個人情報が不要となった場合は、規則の定めるところにより、当該保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（職員の責務）

第12条 個人情報の収集等を行う実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（市の指定管理者及び職員の責務等）

第12条の2 第11条第1項及び第2項の規定は、市の指定管理者が保有する保有個人情報の適正管理について準用する。

2 市の指定管理者は、実施機関から第11条第3項の指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

3 市の指定管理者は、保有個人情報と市の指定管理業務以外の用に供する個人情報を分離し、又は容易に識別できるよう区分して適切に管理しなければならない。

4 市の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当することにより個人情報の収集等の全部又は一部を停止するときは、実施機関の指示に従い、保有個人情報の引継ぎ、廃棄、消去その他の適正な処理を行わなければならない。

(1) 市の指定管理者の指定の期間が満了したとき。

(2) 市の指定管理業務が廃止されたとき。

(3) 市の指定管理者の指定が取り消されたとき。

- (4) 市の指定管理業務の全部又は一部が停止されたとき。
- 5 市の指定管理業務に従事する職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後又は市の指定管理業務が終了した後も、同様とする。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(受託者の責務)

第13条 実施機関から個人情報の処理に関する業務の委託を受けた者は、当該受託業務の範囲内で個人情報の適正な維持管理のため、第11条第2項第2号及び第3号に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該受託業務が終了した後も、同様とする。

### 第3章 個人情報取扱業務

(個人情報取扱業務の通知等)

第14条 実施機関等は、その所掌する事務の目的を達成するために保有個人情報を取り扱う業務（個人情報の処理の全部又は一部を他に委託して行う場合を含む。以下「個人情報取扱業務」という。）を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
  - (2) 個人情報取扱業務における保有個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報取扱業務に利用する保有個人情報の項目
  - (4) 個人情報取扱業務を行う実施機関名及び組織名（市の指定管理者にあつては、その名称、管理する施設の名称及び実施機関の名称）
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 実施機関等は、個人情報取扱業務を終了したときは、市長に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより当該通知を受けた事項を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務の公表)

第15条 市長は、実施機関等の個人情報取扱業務の状況について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務通知書の閲覧)

第16条 市長は、第14条第1項の規定により実施機関等から通知された事項について、規則で定めるところにより一般の閲覧に供さなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

### 第4章 開示請求等

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあつては、当該市の指定管理者を指定した実施機関）に対し、保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）であつて、自己を本人とするものの開示の請求を行うことができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第21条第2項において同じ。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる。

- 3 実施機関は、障害、疾病その他の理由により、本人が保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）の開示請求を行うことが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。
- 4 実施機関は、心神耗弱等により本人が開示請求の意思を表明することができない場合（本人に第2項の法定代理人が置かれている場合を除く。）において、本人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による保有個人情報の開示請求を認めることができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（保有個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る本人の評価又は選考に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことに理由があると認められるもの
- (2) 医療に関する診断、判定等に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 法令等の定めるところ又は実施機関等が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- (4) 開示請求に係る本人以外の個人情報又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関等が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (5) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報
- (7) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限



る。)であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(9) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求に係る本人以外のもの（以下「第三者」という。）が実施機関等の要請（市の指定管理者にあつては、市の指定管理業務に関するものに限る。）を受けて、開示しないとの条件で任意に提供したもの（指定管理者が提供する場合にあつては、指定管理業務に関するものを除く。）であって、第三者において通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例2号・17年38号・19年36号・令和3年6号・4年3号〕）

（部分開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第4号の情報（開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第18条第1項第3号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（開示請求の方法）

第21条 開示請求は、実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出して行わなければならない。

2 前項の場合において、開示請求を行う者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第17条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有すること及び当該法定代理人であること、同条第3項又は第4項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人が請求できない旨、開示請求を行う資格を有すること及び当該開示請求を行う者であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

（開示請求に対する決定等）

第22条 実施機関は、開示請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示の諾否の決定（第18条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

2 実施機関は、開示決定等を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る保有個人情報を開示するときは、この限りでない。

3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、開示決定等を行った場合において、当該開示決定等の内容が第18条第1項各号に掲げる不開示情報に該当するものとして、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の開示を拒むものであるとき、又は同条第2項の規定により開示請求を拒むものであるときは、福山市個人情報保護審議会に報告するものとする。

（開示決定等の期限の特例）

第23条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

（第三者等保護に関する手続）

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市以外のもの（開示請求に係る本人を除く。）に関する情報又は第三者が提供した第18条第1項第9号の情報が含まれる場

合において、開示決定等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者（以下「第三者等」という。）に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行ったときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関等により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を行った実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送を行った実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第25条の2 実施機関は、市の指定管理者が保有する保有個人情報に対して開示請求があったときは、当該市の指定管理者に対し、開示請求のあった保有個人情報が記録された公文書を提出するよう求め、及び当該保有個人情報の開示に必要な手続を実施するよう指示するものとする。

- 2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例38号〕）

（保有個人情報の開示の方法）

第26条 保有個人情報の開示は、実施機関が第22条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 保有個人情報の開示は、規則で定めるところにより、閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、保有個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるとき認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

- 3 実施機関は、第24条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行うときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

第2節 訂正、削除及び中止

（訂正の請求）

第27条 何人も、保有個人情報であつて、自己を本人とするものの内容が事実でないと思料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあつては、当該市の指定管理者を指定した実施機関をいう。次条及び第29条において同じ。）に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の訂正（追加を含む。以下同じ。）を請求することができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（削除の請求）

第28条 何人も、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同

じ。)であって、自己を本人とするものが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると思料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

(1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項から第3項まで又は番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保有されているとき。

(2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(全部改正〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号・29年27号〕)

(中止の請求)

第29条 何人も、保有個人情報であって、自己を本人とするものが第7条、第9条第1項若しくは第3項又は第9条の2(同条第4項にあつては、第9条第3項を準用する部分に限る。)の規定に違反して、利用され、若しくは利用されるおそれがあると思料するときは、又は提供され、若しくは提供されるおそれがあると思料するときは、規則で定めるところにより、実施機関に対し、その中止を請求することができる。

(全部改正〔平成27年条例35号〕)

(訂正等請求による一時停止)

第30条 実施機関等は、前3条の規定による請求(以下「訂正等請求」という。)があつたときは、当該訂正等請求に対する決定を行うまでの間、当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止し、又はその市の指定管理者に当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止させなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 実施機関等が前項ただし書の規定により一時停止を行わなかったときは、実施機関は、その事実を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(保有個人情報の訂正等の義務)

第31条 実施機関は、訂正等請求を受けたときは、当該訂正等請求について調査し、当該訂正等請求に理由があると認めるときは、実施機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲で、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正若しくは削除又は利用若しくは提供の中止(以下「訂正等」という。)を行わなければならない。ただし、訂正等請求に応じることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(市の指定管理業務に係る訂正等の指示)

第31条の2 市の指定管理者の保有個人情報に対して訂正等請求があつたときは、実施機関は、当該市の指定管理者に対し、当該訂正等請求のあつた保有個人情報について調査に応じ、又は関係資料を提出するよう求め、必要があるときは、当該保有個人情報について訂正等を行うよう指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(訂正等請求の手続)

第32条 訂正等請求は、訂正等請求の趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 第17条第2項から第4項まで、第21条第2項から第4項まで、第22条第1項及び第2項、第23条並びに第25条の規定は、訂正等請求の手続について準用する。この場合において、第22条第1項中「第18条第2項」とあるのは、「第31条ただし書」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関等が訂正等請求に基づく保有個人情報の訂正等(情報提供等記録にあっては、第27条の規定による請求に係る保有個人情報の訂正に限る。)を行った場合において、実施機関が必要があると認めるときは、当該実施機関は、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号・令和4年3号〕)

## 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第34条 市民又は市内に住所を有しないが、実施機関等に個人情報が保有されている者は、自己の個人情報の取扱いについて、実施機関等が法令等に違反し、又は不当な取扱いを行っているとき、規則で定めるところにより、当該実施機関等に対し苦情の申出を行うことができる。ただし、次条第1項の審査請求ができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、苦情の申出があったとき、又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。
- 6 実施機関は、苦情の申出の内容が開示請求又は訂正等請求に関する決定に係るもので次条第1項の規定による審査請求を行うことができるものであるときは、前3項の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、苦情を申し出た者に対し次条第1項の規定による審査請求を行うことができる旨を通知しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(審査請求)

第35条 開示請求又は訂正等請求に対する決定又はその不作為について不服があるものは、審査請求を行うことができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。
- 4 実施機関は、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく福山市個人情報保護審査会に当該審査請求について諮問し、裁決を行わなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。)
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合
- 5 前項の規定により諮問を行った実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問を行った旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。)

- (2) 開示請求者又は訂正等請求を行った者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 6 実施機関は、第26条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 7 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。
- (1) 開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該第三者等に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- （一部改正〔平成28年条例7号〕）

## 第6章 附属機関

（福山市個人情報保護審査会）

第36条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
  - 3 審査会の委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
  - 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- （一部改正〔平成28年条例7号〕）

（審査会の調査）

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問を行った実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めすることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、第1項に規定する公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び諮問に係る保有個人情報を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査を行うことができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第35条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認め

るときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第38条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(福山市個人情報保護審議会)

第39条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行い、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 第36条第3項から第5項まで並びに第37条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

(一部改正〔平成17年条例38号・26年102号〕)

第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い

(ネットワークによる個人情報の送受信に関する措置)

第40条 市長は、ネットワーク(法令等の規定に基づき、市が管理する電子計算機と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)が管理する電子計算機との間を結ぶ情報通信ネットワークをいう。以下この条において同じ。)を通じての保有個人情報の送信(以下「ネットワーク送信」という。)を行う場合、又はネットワークを通じての関係機関等の保有する個人情報の受信(以下「ネットワーク受信」という。)を行う場合には、その適正な運用を図るとともに、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成16年条例2号〕)

(関係機関等への調査の要請)

第41条 市長は、ネットワーク送信を行った場合において、当該保有個人情報が漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、関係機関等その他必要と認めるものに対し、調査及び報告を求めるものとする。

(調査及び関係機関等への報告)

第42条 市長は、ネットワーク受信を行った場合において、当該保有個人情報が漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、調査を行うとともに、関係機関等に対し、当該調査の結果を報告するものとする。

(保有個人情報を保護するための措置)

第43条 市長は、第41条の規定による報告又は前条の規定による調査により、基本的人権の保護のために必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、ネットワーク送信又はネットワーク受信において、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について審議会に報告しなければならない。

#### 第8章 雑則

##### (費用負担)

第44条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

##### (他の制度との調整)

第45条 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示又は訂正等の手続が別に定められているときは、その定めるところによるものとする。

(一部改正〔平成27年条例35号〕)

##### (市の指定管理者の表示義務等)

第45条の2 市の指定管理者であって個人情報データベース等（個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。）を事業の用に供するものは、市の指定管理業務に係る保有個人情報を取り扱うに当たっては、保有個人情報についての開示請求及び訂正等請求は実施機関に対し行うことその他規則で定める事項をあらかじめ表示し、又は本人が容易に知り得よう措置を講じなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕、一部改正〔令和3年条例6号・4年3号〕)

##### (民間事業者への調査、指導等)

第46条 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行うおそれがあると認めるときは、当該民間事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして質問その他の調査を行わせることについて協力を要請することができる。

2 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行っているとき、当該民間事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告を行うことができる。

3 市長は、民間事業者が第1項に規定する協力要請を拒んだとき、又は前項に規定する勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

##### (出資法人の責務)

第47条 市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

##### (公共的団体等への要請)

第48条 市長は、市が出資している法人（前条に規定する法人を除く。）又は事業運営費を助成している公共的団体等に対して、この条例の趣旨に基づき個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう、必要に応じて要請するものとする。

##### (国等への要請)

第49条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

##### (市長の調整)

第50条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関し、市長以外の実施機関等に対し、報告を求めるとともに、助言を行うことができる。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

##### (運営状況の公表)

第51条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による個人情報保護制度の運営状況について公表しなければならない。

##### (委任)



第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者、市の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 市の指定管理業務に従事する職員が、専らその業務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（全部改正〔平成28年条例7号〕、一部改正〔平成29年条例27号〕）

第56条 法人（法人でない市の指定管理者で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年8月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の福山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条から第19条までの規定による個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（旧条例附則第4項の規定により旧条例の規定によりされたものとみなされる新市町個人情報保護条例（平成11年新市町条例第1号。以下「新市町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為を含む。）は、改正後の福山市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定によりされたものとみなす。

4 旧条例第26条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第36条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第27条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第39条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日それぞれ新条例第36条第3項又は新条例第39条第5項において準用する新条例第36条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第26条第

- 4 項（旧条例第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 6 平成15年2月3日（以下この項及び附則第10項において「編入日」という。）前に内海町又は新市町の職員であって、編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報、同条に規定する個人情報とみなす。  
（一部改正〔平成16年条例46号〕）
- 7 新市町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者でその職を退いたもの又は新市町条例第9条第3項に規定する者で当該業務が終了したのものに対しては、これらの規定は、この条例の施行の日以後も、なお効力を有する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の日以後にした附則第7項の規定によりなお効力を有するとされる新市町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項又は第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、新市町条例の例による。
- 10 旧町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 11 沼隈町の編入の日（次項から附則第16項までにおいて「編入日」という。）の前日において沼隈町が保有する個人情報は、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 12 編入日の前日までに沼隈町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成3年沼隈町条例第456号）第9条の規定によりされた申請及び同条例第13条の規定によりされた苦情の申出については、同条例の例による。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 13 沼隈町の編入により実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 14 編入日前に沼隈町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧沼隈町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 15 編入日前に沼隈町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの（以下「旧沼隈町の受託業務従事者」という。）に対する第13条第2項の規定の適用については、旧沼隈町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 16 旧沼隈町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 17 附則第21項を除くほか、神辺町の編入の日（次項から附則第24項までにおいて「編入日」という。）の前日までに神辺町個人情報保護条例（平成13年神辺町条例第1号。以下「神辺町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条

例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(追加〔平成17年条例101号〕)

- 18 編入日の前日において神辺町が保有する個人情報、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 19 編入日前に神辺町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの(以下「旧神辺町職員」という。)に対する第12条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 20 編入日前に神辺町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの(以下「旧神辺町の受託業務従事者」という。)に対する第13条第2項の規定の適用については、旧神辺町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 21 神辺町の編入により、実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 22 神辺町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者で編入日の前日までにその職を退いたもの又は神辺町条例第9条第3項に規定する者で編入日の前日までに受託した処理業務が終了したのものに対しては、これらの規定は、編入日以後も、なお効力を有する。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 23 編入日の前日までにした神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為又は編入日以後にした前項の規定によりなお効力を有するものとされる神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、神辺町条例の例による。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 24 旧神辺町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報(保有個人情報に限る。)は、保有個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)  
(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)
- 25 市が設立する地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 26 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 附 則(平成16年3月12日条例第2号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月20日条例第46号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（個人情報の収集等に関する特例）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正後の第2条第5項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）が同項に規定する市の指定管理業務（以下「市の指定管理業務」という。）上保有する個人情報は、改正後の福山市個人情報保護条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（継続指定管理者職員に対する個人情報の保護に関する経過措置）
- 3 施行日前に市の指定管理業務に従事していた者であって施行日以後引き続き市の指定管理業務に従事する者となったもの（以下「継続指定管理者職員」という。）に対する改正後の第12条の2第5項の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（苦情の申出に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前に改正前の第34条第1項の規定により行われた苦情の申出については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）
- 5 継続指定管理者職員に対する改正後の第53条及び福山市個人情報保護条例第54条の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 6 福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年条例59号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（平成17年12月20日条例第101号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第36号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第32号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（処分等に関する経過措置）
- 第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。  
（罰則に関する経過措置）
- 第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成26年12月19日条例第102号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中福山市個人情報保護条例第55条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 福山市情報公開条例

平成14年3月26日条例第2号

福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第9条）
- 第3章 公文書の開示の手続（第10条—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第19条）
- 第5章 救済措置（第20条・第21条）
- 第6章 附属機関（第22条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、基本的人権の確立を基底に、市民の知る権利を具体化するため公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努め、市民と市政の信頼関係を増進し、もって地方自治の本旨に即した市民自治の推進及び市民生活の利便性の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務をいう。以下同じ。）に係る職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として作成又は収集をし、管理をしているもの

5 この条例において「公文書の開示」とは、この条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成17年条例37号・23年32号・25年46号・令和3年6号〕）

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用しなければならない。

2 個人に関する情報については、個人の尊厳を守るため、当該情報をみだりに公にする

ことのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 3 実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、公文書の開示の手続その他この条例に基づく事務の執行に当たっては、迅速、的確かつ公正に行うよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 前条の規定は、市の指定管理者について準用する。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(全部改正〔平成29年条例4号〕)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。)の職務(指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。)の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理業務に関する情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は

社会的差別を助長するおそれがある情報

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関する情報を除く。）であって、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・19年36号・令和3年6号〕）

（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第1項第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めると



きは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

## 第9条 削除

(削除〔平成29年条例4号〕)

### 第3章 公文書の開示の手続

(開示請求の方法)

第10条 開示請求は、実施機関（市の指定管理者が保有する公文書の開示請求は、当該市の指定管理者を指定した実施機関）に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の諾否の決定（第6条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る公文書が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る公文書を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

- 3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報又は第三者が提供した第6条第1項第7号の情報が含まれる場合において、開示決定等をするに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者（以下「第三者等」という。）に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文

書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書を市の指定管理者が保有するときは、当該公文書を保有する市の指定管理者に対し、当該公文書の提出その他の公文書の開示に必要な手続を指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例37号〕）

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

3 実施機関は、第13条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

（費用負担）

第16条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料とし、公文書の写しに要する費用は開示請求者の負担とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第17条 市は、その保有する情報（市の指定管理者が保有する市の指定管理業務に関する情報を含む。）を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の開示を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（情報提供施策の整備拡充）

第18条 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の整備拡充に努めるものとする。

（情報公表制度の整備拡充）

第19条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

#### 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第20条 この条例の運用に関して実施機関又は市の指定管理者が行う措置（開示決定等を除く。）について不服があるものは、当該実施機関又は当該市の指定管理者若しくは当該市の指定管理者を指定した実施機関に対し苦情の申出をすることができる。

- 2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、苦情の申出又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による調査の結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市情報公開運営審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(審査請求)

第21条 開示決定等又はその不作為に関して不服があるものは、審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。
- 4 実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が次に掲げる場合であるときを除き、遅滞なく福山市情報公開審査会に諮問し、裁決をしなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）
- 5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）
  - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 6 実施機関は、第15条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 7 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。
  - (1) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・28年7号〕)

#### 第6章 附属機関

(福山市情報公開審査会)

第22条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（審査会の調査）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めことはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び審査請求のあった開示決定等に係る公文書を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第21条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（提出資料の閲覧等）

第24条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（福山市情報公開運営審議会）

第25条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市情報

公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、情報公開制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行う。
- 3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 第22条第3項から第6項まで並びに第23条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

#### 第7章 雑則

（他の制度との調整）

第26条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められている場合（その期間が定められている場合にあつては、その期間内に限る。）は、その定めるところによるものとする。

（公共的団体等への要請）

第27条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（市長の調整）

第28条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び市の指定管理者に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（公文書の検索資料の作成等）

第29条 実施機関及び市の指定管理者は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（運営状況の公表）

第30条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による情報公開制度の運営状況について公表しなければならない。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）は、次に掲げる公文書について適用する。

（1）この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

（2）改正前の福山市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

（3）旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書で開示を行うための整理が完了したもの（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

- 3 この条例の施行前にされた旧条例第9条の規定による公文書の閲覧等の請求（旧条例第8条の規定による公文書の閲覧等の申出を含む。）に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

- 4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりしたものとみなす。

- 5 旧条例第18条第1項の規定により設置された福山市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第22条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例

第19条第1項の規定により設置された福山市情報公開運営審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第25条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にそれぞれ新条例第22条第3項又は新条例第25条第5項において準用する新条例第22条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第18条第4項（旧条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会の委員であった者については、この条例の施行の日に新条例第22条第1項の規定により設置された審査会又は新条例第25条第1項の規定により設置された審議会の委員を退いた者とみなして、新条例第22条第6項（新条例第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
- 8 旧条例第6条第6号に規定する情報であって、この条例の施行前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書の開示については、なお従前の例による。
- 9 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開を行うため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 10 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書であって、旧条例に基づき、閲覧等を行うための整理が完了したもの以外のものについて開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。  
（一部改正〔平成29年条例4号〕）  
（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）
- 11 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに内海町及び新市町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成14年条例56号〕）
- 12 編入日以後に内海町及び新市町の区域に存する出先機関に属する職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。  
（追加〔平成14年条例56号〕）  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 13 沼隈町の編入の日の前日までに同町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成16年条例45号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 14 附則第11項の規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、同項中「内海町及び新市町」とあるのは、「神辺町」と読み替えるものとする。  
（追加〔平成17年条例100号〕）  
（地方独立行政法人の設立に伴う経過措置）
- 15 市が設立する地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
（追加〔令和3年条例6号〕）
- 16 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、こ

れを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(追加〔令和3年条例6号〕)

附 則 (平成14年12月20日条例第56号)

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第45号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正後の第2条第4項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）の職員が作成し、又は取得した公文書については、改正後の福山市情報公開条例附則第2項第2号に規定する旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）を適用する。

3 この条例の施行後に市の指定管理者の職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、新条例第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

附 則 (平成17年12月20日条例第100号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月21日条例第36号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又

は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

- 2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（福山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の福山市情報公開条例第9条の規定による申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。



2021年度(令和3年度)

個人情報保護制度・情報公開制度

運 営 状 況 報 告 書

2022年(令和4年)10月発行

福山市総務局総務部情報管理課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL084-928-1138